

茨木市文化振興ビジョン
(第2期)
(素案)

令和5（2023）年10月31日
茨木市

目 次

第1章 文化振興ビジョン（第2期）の策定にあたって.....	1
1. 策定の趣旨	1
〔1〕 はじめに	1
〔2〕 文化芸術に対する市の考え方.....	1
〔3〕 茨木市の文化振興の方向性.....	2
2. 文化振興ビジョンの位置付け.....	2
〔1〕 文化振興施策の中長期的な指針.....	2
〔2〕 茨木市総合計画等との関係.....	2
〔3〕 改正・文化芸術基本法、大阪府文化振興基本条例等を踏まえた策定.....	3
3. 文化振興ビジョンの対象.....	4
第2章 文化振興ビジョンの理念とその取組の方向性.....	5
1. 文化振興ビジョンの理念.....	5
2. 取組の方向性	7
理念1　：　共創による文化の新たな価値の創造・発信.....	7
理念2　：　文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり.....	10
理念3　：　これまでの文化、これからの文化が息づくまちづくり.....	17
3. ビジョンの推進に向けた体制.....	20
〔1〕 協働・連携・共創体制.....	20
〔2〕 庁内体制	20
〔3〕 多様な資金調達について.....	21
〔4〕 評価体制	21
第3章 茨木市の文化芸術の現状と課題.....	23
1. 文化芸術を取り巻く社会動向.....	23
〔1〕 国の状況	23
〔2〕 その他地方公共団体の動向.....	24
〔3〕 文化的コモンスの広がり.....	25
〔4〕 アーツカウンシルの広がり.....	27
〔5〕 文化芸術を取り巻く新たな社会潮流.....	28
2. 活発な文化芸術活動.....	30
〔1〕 多彩な文化芸術活動.....	30
〔2〕 市民による事業や市民と市の協働による事業の実施.....	30
3. 豊富な文化資源	31
〔1〕 歴史資源	31
〔2〕 茨木童子をはじめとした伝統文化資源.....	31
〔3〕 川端康成とのゆかり.....	32
〔4〕 大学等知的資源.....	33

〔5〕新しい文化芸術のエネルギー.....	33
4. 地理的な条件	34
5. 取組の振り返り	35
〔1〕市民との協働による文化のまちづくり.....	35
〔2〕文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり.....	36
〔3〕未来へ向けた文化芸術の担い手の育成.....	37
〔4〕郷土への愛着心の形成.....	38
〔5〕文化のまちとしてのブランド形成.....	39
6. 文化振興に関する課題.....	40
7. 各種調査結果	42
8. 茨木市文化振興施策推進委員会.....	43
〔1〕委員会設置要綱.....	43
〔2〕委員会名簿.....	43
9. 茨木市文化振興ビジョンの策定経過.....	44

本ビジョンは前半（第1章、第2章）で策定の趣旨や位置付け、理念や取組の方向性を記載し、後半（第3章）では前半の説明を裏付ける情報（社会動向や前ビジョンの振り返り等）を説明する構成としています。

第1章 文化振興ビジョン（第2期）の策定にあたって

1. 策定の趣旨

〔1〕はじめに

本市は、京都と大阪の中間に位置することから、政治・経済・文化の交流地点として人々が盛んに行き交うまちで、街道筋の拠点として発達してきました。また、日本で初めてノーベル文学賞を受賞した文豪川端康成をはじめとした優れた功績を残す文化人とゆかりの深いまちでもあり、これまで多くの歴史遺産や文化的伝統が培われ、今もまちに息づいています。加えて、本市は市民による文化芸術活動が大変盛んなまちでもあります。文化芸術活動に取り組む団体も数多く存在し、市民が開催するコンサート、展覧会、様々な発表会などを通じて、市内外の多くの方が文化芸術にふれる機会が創出されています。

本市では、平成27年(2015年)3月に「茨木市文化振興ビジョン」(第1期)を策定し、今まで培った素晴らしい文化資源を次世代に残しながら、今後も文化を創造し続けることのできる環境を整え、文化によるまちづくりを積極的に進めることで、本市をより魅力的なまちにするため、様々な施策を展開してきました。

そして、令和5年(2023年)11月、市民会館跡地エリアに、文化・子育て複合施設「おにクル」がいよいよオープンしました。「おにクル」は、未来を担うこどもを含めた市民一人ひとりと、市内外の芸術家による活発な活動やこれまで培われ継承されてきた文化をつむぐことで、幅広く文化芸術を感じ、親しむきっかけを提供し、ホールにとどまらず日常・非日常の中で文化芸術が息づく「共創」のまちの中心地として、文化振興の中核を担う役割が期待されます。

〔2〕文化芸術に対する市の考え方

文化芸術は、個人としての、また様々なコミュニティの構成員としての誇りやアイデンティティ¹を形成する、何物にも代え難い心のよりどころとなるものです。さらに、文化芸術は人々を惹き付ける魅力や社会への影響力をもつことから、都市の持続的な発展の基盤として、都市の魅力に磨きをかけ都市全体の活力を高めるものでもあります。

一方で、地域の文化芸術状況への満足度が人生の満足度や、協調的な幸福感²に強く関連していることが文化庁の調査で示されています。近年様々な分野でも取り上げられるウェルビーイング³を達成するには、文化芸術が大きな役割を果たすと考えられます。

また、これまで自然災害等の緊急事態の際においては、文化芸術を用いた様々な活動・取組等が、人々に安らぎや勇気、明日への希望を与えてきました。文化芸術を通じて地域のつながりを感じられることが、人々に幸せをもたらし、逆境から回復させる力をもたらします。

この先、コロナ禍のような予測不能な事象が起きても、文化芸術を通じて、早期に回復していくことのできるレジリエント⁴な社会を構築していくことが必要です。そのためには、こども・高齢者・障害のある人・外国人をはじめ、年齢や経済的な状況に関わらず、誰もが文化芸術にふれられる機会を創出し、文化芸術活動に取り組める環境を整えていくことが必要不可欠となります。

¹ アイデンティティ：自分が自分であること、さらにはそうした自分が、他者や社会から認められているという感覚のこと。

² 協調的な幸福感：自分だけでなく、身近なまわりの人も楽しい気持ちである状態、周りの人たちと同じくらい幸せだと思う状態。

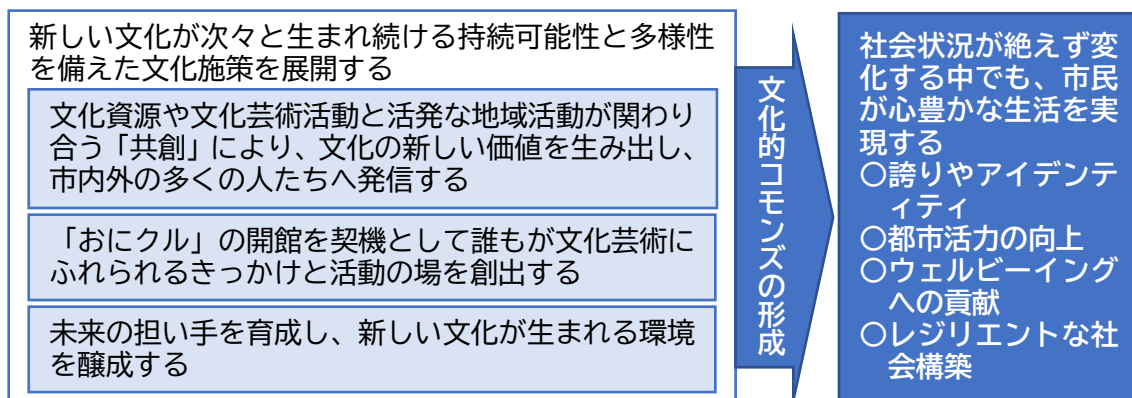
³ ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

⁴ レジリエント：事業環境等の予期せぬ変化に対して、迅速かつ柔軟に対応できること。

【3】茨木市の文化振興の方向性

本市では、令和4年度(2022 年度)における基礎データの収集・分析や、市民・学校アンケート調査、市民ワークショップ等を踏まえて「文化振興ビジョン」(第1期)を改定しました。本「文化振興ビジョン」(第2期)に基づき、文化資源や文化芸術活動と活発な地域活動が関わり合う「共創」により、文化の新しい価値を生み出し、市内外の多くの人たちへ発信します。また、「おにクル」の開館を契機として誰もが文化芸術にふれられるきっかけと活動の場を創出することで、未来の担い手を育成し、新しい文化芸術が生まれる環境を醸成します。それらの取組を通じて、文化的コモンズ⁵を形成し、社会状況が絶えず変化する中でも、市民が心豊かな生活を実現できるよう、新しい文化が次々と生まれ続ける持続可能性と多様性を備えた文化施策を展開していきます。

本ビジョンは、本市の文化振興にあたっての方向性を示すため、策定するものです。



2. 文化振興ビジョンの位置付け

【1】文化振興施策の中長期的な指針

本ビジョンは、これまでの本市の取組を総括した上で、文化のまちづくりの理念と目指すべき方向性や体制を定め、令和6年度(2024 年度)から今後 10 年間の本市の文化芸術振興の指針となるものです。

【2】茨木市総合計画等との関係

本市は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針として、計画期間を 10 年間とする「茨木市総合計画」を策定しています。

「茨木市総合計画」は本市をどんな「まち」にしていくのか、そのために誰が、どんなことをしていくのかということを総合的・体系的にまとめたものです。また、市の文化や福祉、都市計画など、すべての計画の基本となるもので、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向を示した「道しるべ」です。

本ビジョンは茨木市総合計画を上位計画とする分野別のビジョンの1つと位置づけます。

⁵ 文化的コモンズ:地域の共同体の誰もが自由に参加できる入会地のような文化的営みの総体。詳細については 25 ページを参照。

文化芸術振興に向けた具体的な取り組みは、本ビジョンを踏まえつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他関連する様々な分野の個別計画との整合性を図りながら進めていきます。

【3】改正・文化芸術基本法、大阪府文化振興基本条例等を踏まえた策定

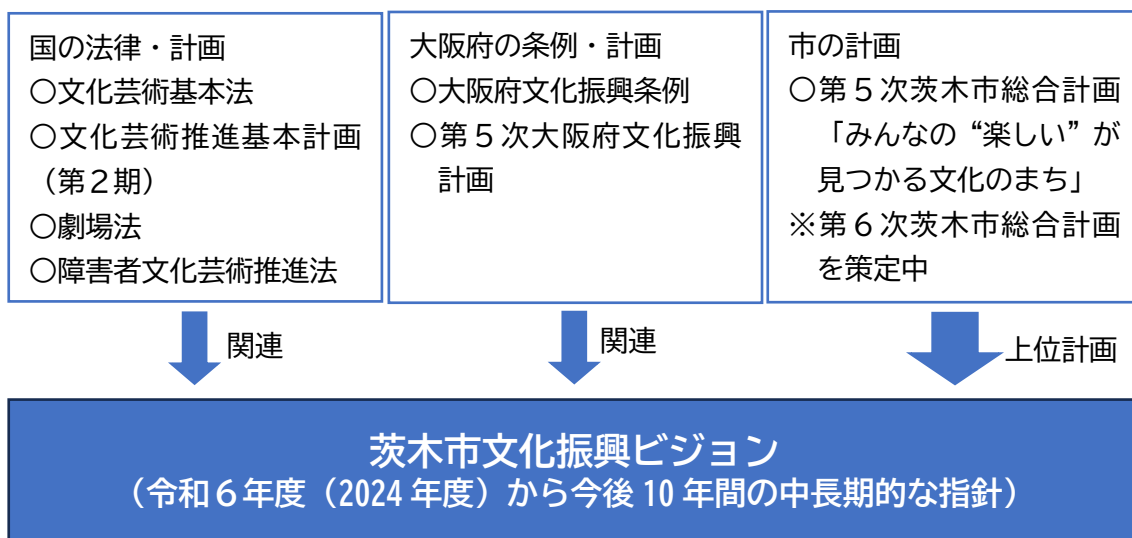
平成 29 年(2017年)に改定された文化芸術基本法では、文化芸術の役割を、「人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するもの」としています。また、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが目指されています。

こうした中、地方自治体は同法第4条において、「基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」ことが明記されています。また、同法第 35 条においても、「国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。」とされています。

さらに、平成 30 年(2018 年)3 月に策定された文化芸術推進基本計画(第1期)においては、文化芸術は多様な価値観を尊重し、他者との相互理解を深めることができる社会包摂の機能を有しているとされ、令和5年(2023 年)3月に策定された文化芸術推進基本計画(第2期)においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の身体的な接触を妨げ、心理的な距離も生じさせ、人々の行動変容を迫る困難にあって、文化芸術は、人々に安らぎ、勇気、希望を与えるという本質的価値が改めて認識され、その灯を消さぬよう次世代への継承の努力が必要であると示されました。

こうした国の法律の制定を受け、大阪府においても平成 17 年(2005 年)より大阪府文化振興条例が施行され、府、府民及び事業者が協働して、文化の振興に力強く取り組むこととされています。また、平成 18 年(2006 年)にこうした条例の理念に基づく「おおさか文化プラン(大阪府文化振興計画)」が策定され、二度の改訂を経て、令和3年度(2021 年度)から令和 7 年度(2025 年度)までの 5 年間を計画年度とする「第5次大阪府文化振興計画」が策定され、推進されています。

本ビジョンは、こうした国の法律・計画や、大阪府での取組を踏まえて策定したものです。



3. 文化振興ビジョンの対象

本ビジョンの対象の「文化」は、人間が風土の中で、また、地域社会の中で生まれ、育ち、身につけていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、人間の生活の営みそのものです。

その中で、本ビジョンの対象とする「文化芸術」の分野としては、文化芸術基本法第8条～第14条を参考に次に示すものとします。

【茨木市文化振興ビジョンの対象とする「文化芸術」の分野】

分野	該当する文化芸術などの種類
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ その他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎 その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化・国民娯楽 ・出版物等	生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化)、 国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)、 出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における 文化芸術の振興	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

【コラム】

※以下の内容を追記予定

- ・大岩太鼓、媛蹈鞠五十鈴媛命（五十鈴姫）、キリシタン
- ・総持寺の包丁式やあい神社の蹴鞠、神楽など、茨木の文化を文章と写真で紹介

第2章 文化振興ビジョンの理念とその取組の方向性

1. 文化振興ビジョンの理念

本市では、茨木市総合計画の実現に向けて、3つの理念で取組を進めることで、社会状況が絶えず変化する中でも、市民の心豊かな生活を実現します。

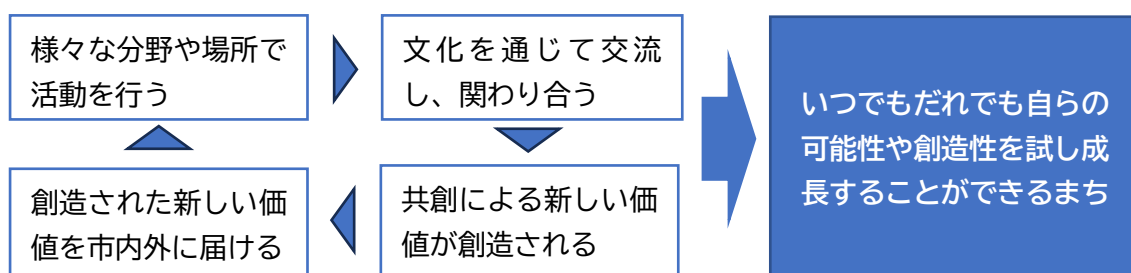
前ビジョンでは、5つの理念により、取組を進めていましたが、現行ビジョンにおいては、各々の理念の循環により、新しい文化が生まれ続ける持続可能性を伝えるため、3つの理念に再構成しました。

理念1 共創による文化の新たな価値の創造・発信

いつでもだれでも自らの可能性や創造性を試し成長することができるまちを目指し、その活動の支援に取り組みます。

様々な分野や場所で活動をおこなう人と人々が文化を通じて交流し、活動と活動とが関わり合うことで、共創による新たな価値が創造されるような機会と仕組みづくりを促進します。

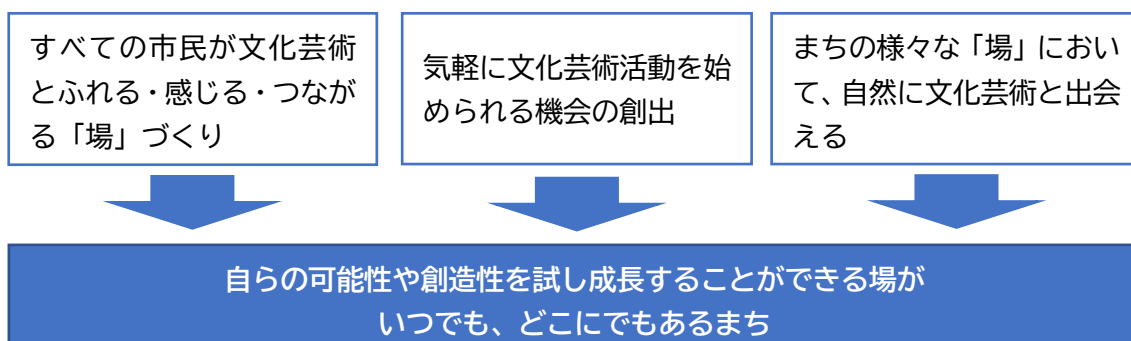
また、創造された新たな価値を市内外に届けます。市民に発信することでより多くの市民や団体が活動に加わり、市外にも発信することで交流や関わり合いが広がります。



理念2 文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり

年齢、障害の有無、経済的な状況、ルーツの違い等を問わず、自主性を尊重しながら、すべての市民が文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくりを積極的に進めていきます。

また、これまで文化芸術の鑑賞や実践をしていない方にふれてもらうため、気軽に文化芸術活動を始められる機会を創出するとともに、文化芸術活動の新たな拠点となるおにクルをはじめとした市内の文化施設を中心として、まちの様々な「場」で自然に文化芸術と出会うような、文化のまちづくりを進めていきます。

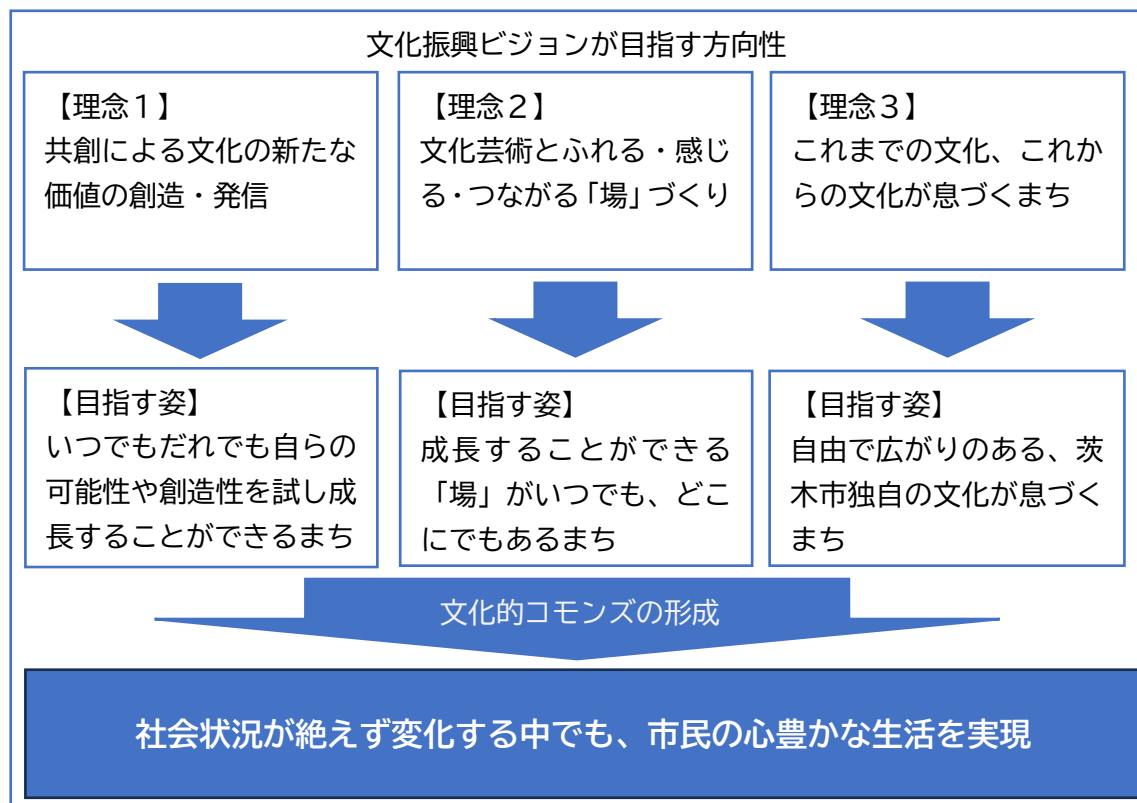
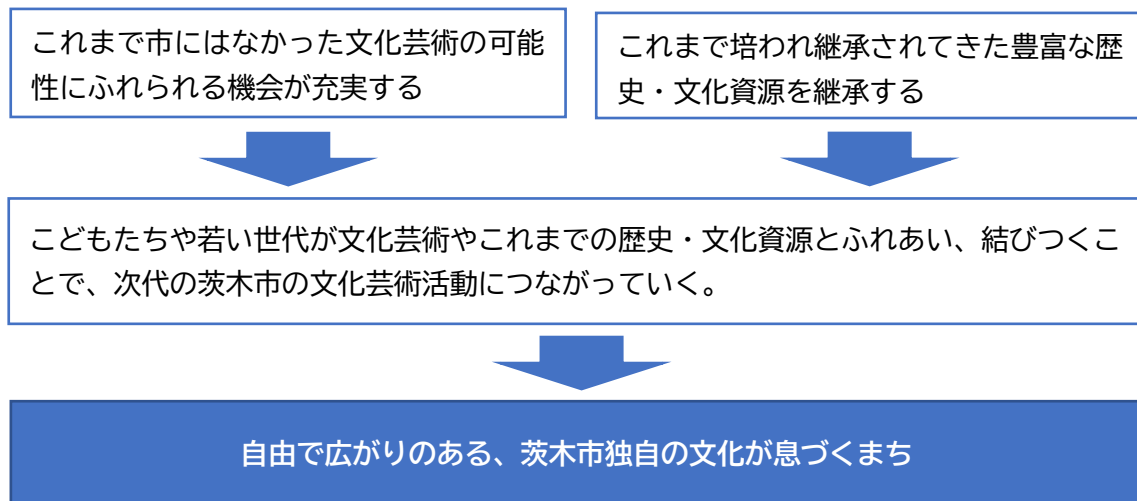


理念3 これまでの文化、これからの文化が息づくまち

市内の様々な場所で文化芸術活動が行える場が創出されることで、市内のみならず市外からも多くの芸術家等が訪れ、**これまで市にはなかった**文化芸術の可能性にふれられる機会が充実します。他方、本市には、これまで培われ継承されてきた歴史・文化資源が豊富にあります。

子どもや若い世代がこうした活動や文化資源とふれあい、結びつくことで、次代の本市の文化芸術活動につながっていきます。

こうしたそれぞれの活動が結びつき、そして次世代に受け継がれていくことで、自由で広がりのある、本市独自の文化が息づくまちを目指します。



2. 取組の方向性

理念1： 共創による文化の新たな価値の創造・発信

【取組の方向性①】 市民の自発的な文化芸術活動に対する支援

市民が自ら積極的に多様な文化芸術活動を行うことは、生活の豊かさにつながるだけでなく、都市としての魅力向上につながります。

様々な文化芸術団体が行うイベントや活動、地域の拠点として重要な役割を果たしている公民館やコミュニティセンターにおける文化芸術活動などに対して、その活動を発表する場の提供や、文化芸術を活かしたコミュニティづくりの促進などを通じて積極的な支援を行います。

また、茨木市文化振興財団がもつネットワークを活用し、市民や文化芸術団体などの各主体同士や、様々な分野の活動と各主体をつないで有機的な連携を主導する等、コーディネーターとしての役割を目指します。

あわせて、茨木市文化振興財団の専門的知見を用いて、市内の文化芸術団体やアーティストの活動に対するアドバイスや相談、情報発信を行うなど、本市におけるアーツカウンシル⁶機能の形成に取り組みます。なお、アーツカウンシルの重要な助成金に関する機能については、公平・公正に行うため、市の第三者機関を設定します。

さらに、市民・文化芸術団体と市・茨木市文化振興財団等が共に活動することに、専門家の知見を入れることで、文化芸術のさらなる発展を目指します。

グラフ修正予定

取組名	取組内容
地域における文化芸術を通じた活動への支援	各地域で文化芸術活動の成果を発表する場・機会の提供やコミュニティにおける文化芸術活動の促進など、市民、文化芸術団体、公民館、コミュニティセンターの文化活動を支援します。
文化芸術活動への支援	文化芸術事業実施に対する補助金の交付や、助言やサポートにより主体的な文化芸術活動を支援します。

⁶ アーツカウンシル：文化行政を推進するために、行政と一定の距離を置き、文化芸術の専門家による評価、審査等を行う専門機関。

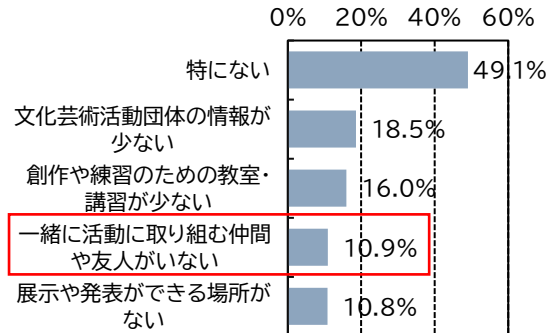
【取組の方向性②】 文化芸術を通じた交流

本市における文化芸術活動の実践に向けた課題として、「一緒に活動に取り組む仲間や友人がいない」ことが市民から多く挙げられました。市内で活動する文化芸術団体間での交流、情報や意見を交換する機会を提供します。またその交流の輪が、活動を始めようとしている市民に広がるような取組を促進します。

また、姉妹都市等をはじめとする多様な地域との文化芸術を通じた交流や、多様な文化をルーツに持つ人と人との交流を促進します。交流により多文化共生の基礎となる相互理解が生まれ、あらためて茨木の文化を見つめなおす機会も創出されます。

文化芸術活動の実践に向けた課題 ※上位 5 つを抜粋

(n=658)



取組名	取組内容
市民会議の拡充	本市の文化芸術の発展に向けて、自ら考え、仲間を増やすため積極的に活動する、市民や関係団体を中心とした「市民会議」の主体的な活動を促進します。
文化芸術団体の連携の推進	文化芸術活動をさらに効果的なものとしていくため、文化振興財団を中心とした市内外の文化芸術団体の連携と協働を促進します。
姉妹都市等との文化的交流の推進	姉妹都市等との交流をはじめ、多様な文化・価値観を持った人との交流や相互理解の機会づくりを促進します。

【取組の方向性③】 連携による新たな価値の創造・発信

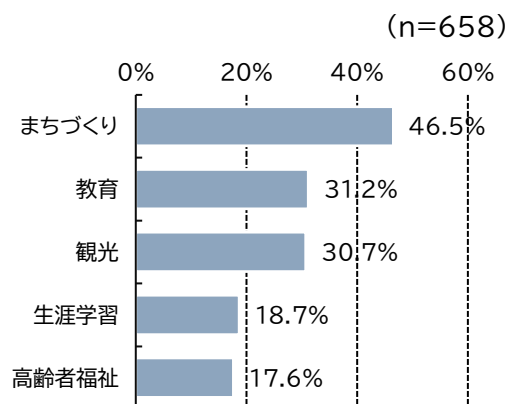
市内の大学をはじめとする多様な主体と文化芸術を活用して連携することで、新たな出会いによる共感とつながりが生まれ、お互いに意識の変容が生まれます。

おにクルの開館を契機に文化によるつながりや文化を通じた連携を創り出し、それをまち全体へ広げることによって、社会課題の解決や、より社会を豊かにする新たな価値を創造するような取組を促進します。

また、観光やまちづくりをはじめとする多様な分野と連携し、まちに活力と賑わいを創出する取組を促進します。

創造した新たな価値を市内外に認知してもらうことで、さらなる交流や連携が広がり、新たな茨木の文化が定着していきます。そのためにターゲットをしっかりと定め、ターゲットへ届く情報発信に努めます。

文化芸術を活用・連携する分野
※上位5つを抜粋



取組名	取組内容
大学等との文化芸術を活用した交流の推進	文化芸術による活力ある地域づくりや地域人材の育成・交流、研究成果の地域への還元に向け、大学等との連携・交流を推進します。
文化芸術と他分野との連携強化	文化芸術振興を主な目的とする人や団体だけでなく、国際交流、観光、まちづくり、教育、福祉、産業、地域活性化など、文化芸術と親和性を持った広範な分野の人や団体との効果的な連携を強化します。
社会包摂につながる取組の促進	文化芸術の享受や活動への参加を通じて、社会的に困難を抱える様々な人を含む全ての人が互いの違いを受入れ合い、社会問題の緩和や解決に向けた「社会包摂」の考え方につながる取組を促進します。
事業者の文化芸術活動への参加促進	文化芸術活動に参加・連携することで、それぞれが得意とすることで地域の活性化や社会課題の解決につなげることができる事業者の取組を促進・支援します。
文化施設・事業の持続可能な仕組みづくり	ネーミングライツやスポンサーの募集など、文化施設・事業の持続可能な運営に向けた効果的な仕組みの導入を推進します。

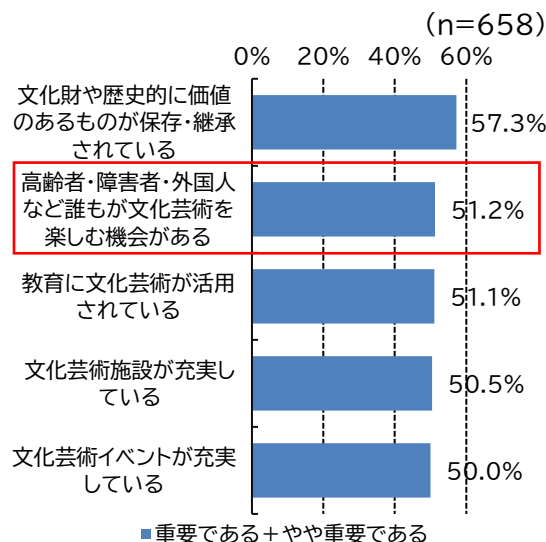
理念2 : 文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり

【取組の方向性①】 誰もが文化芸術とつながる環境づくり

障害のある人、高齢者、外国人市民をはじめ、年齢や経済的な状況にかかわらず、誰もが文化芸術に親しむ機会をつくとともに、文化芸術を通じて社会参加し、共生社会の実現を目指します。

また、障害の有無にかかわらず自分のペースで創作活動ができる機会を児童に提供する美術教室を実施するなど、誰もが文化芸術につながる環境づくりにも引き続き取り組むとともに、親子を対象としたイベントや親がこどもを預けて文化芸術を鑑賞する機会の提供に努めます。

市民が文化芸術に求めること（再掲）
（生活の豊かさ、都市としての魅力等）
※上位5つを抜粋



取組名	取組内容
誰もが等しく文化芸術を鑑賞できる環境の整備	様々な分野の人や組織との連携により、年齢、障害の有無又は経済的な状況にかかわらず、誰もが等しく文化芸術の鑑賞・参加・創造ができる環境の整備と、気軽に文化芸術とつながるきっかけづくりを推進します。
文化芸術を通じた多文化共生の推進	展示会など自らがやりがいを持って活躍できる場の提供や関係する各種事業の連携等、文化芸術活動を通じて、異なるルーツを持つ外国人もお互いに理解・尊重し合うことが出来る環境づくりを推進します。

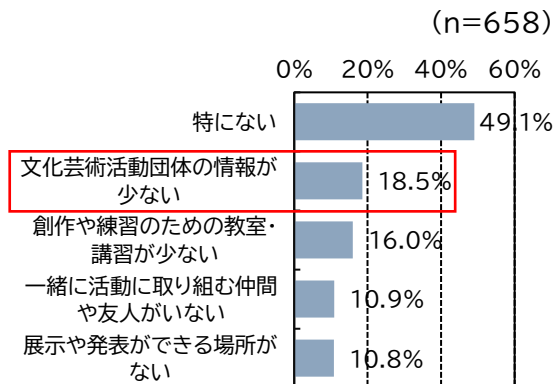
【取組の方向性②】 気軽に文化芸術活動に参加できる機会・きっかけづくり

本市における文化芸術活動の実践に向けた課題として、「文化芸術活動団体の情報が少ない」ことが市民から多く挙げられました。

高齢者、障害者、こども等、情報の取得がしにくい又は配慮の必要な人にも情報が届くよう、広報誌やSNS等の活用による多様な媒体で、わかりやすい表現の情報発信に努めるとともに、文化芸術活動に現在取り組んでいる人だけではなく、関心はあるけれども取り組めていない人も含めて、気軽に文化芸術活動に参加できるように促します。

また、これまで文化芸術にふれていない方には、商店街や駅などまちで自然に文化芸術にふれる機会の提供等を通じて、身近な環境で文化芸術にふれる機会・きっかけづくりに努めます。

文化芸術活動の実践に向けた課題
※上位5つを抜粋



取組名	取組内容
文化芸術活動に気軽に参加できる機会の充実	まちなかでの体験機会の創出など、文化芸術活動の体験・参加機会に恵まれなかった人が、気軽に体験・参加できる機会を創出します。
自然に文化芸術とふれるきっかけづくり	これまで文化芸術との関係が希薄だった市民が、自然に文化芸術とふれるきっかけとなるような機会や場所の充実と、情報提供の強化を図ります。

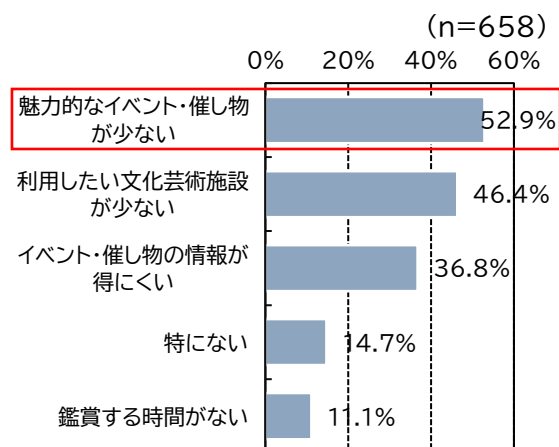
【取組の方向性③】 多様な文化芸術と出会えるまちづくり

市内で文化芸術を鑑賞するにあたって、「魅力的な催し物、イベントが少ない」といった声もあり、まだ現状の満足度は高くありません。

こうした現状を改善するため、市内外問わず最前線で活躍するアーティストを招き、より良い芸術鑑賞の機会を創出します。

また、多彩な分野の公演や展覧会、ワークショップなどを公共施設等で実施し、多様な文化芸術に出会えるまちづくりを進めます。

文化芸術鑑賞を行わない理由
※上位5つを抜粋



取組名	取組内容
多様な文化芸術鑑賞機会の充実	市民の多様なニーズや関心に対応し、普段あまり目にする機会のない分野を含め、様々な文化芸術を鑑賞できるような取組を推進します。
市内外で活躍する芸術家との交流機会の充実	市内外問わず最前線で活躍する芸術家を招き、市民が多様な刺激を受け、文化の創造・発展につながる鑑賞機会を創出します。

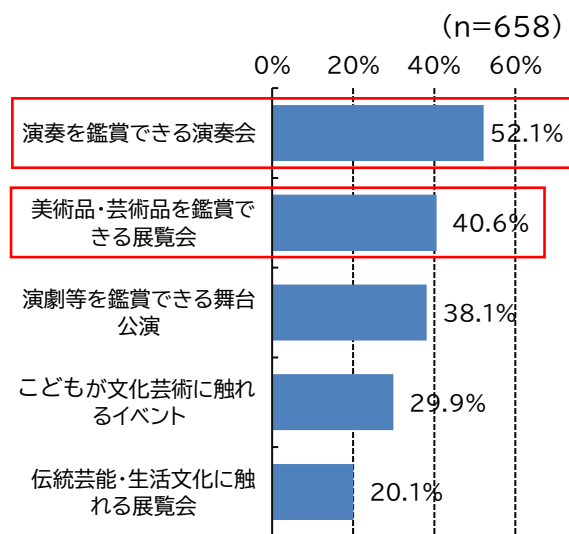
【取組の方向性④】 どこでも文化芸術にふれられる場づくり

市民から「利用したい文化芸術施設が少ない」といった課題が指摘されているなか、文化芸術活動の新たな拠点となるおにクルでは、「演奏を鑑賞できる演奏会」や「美術品・芸術品を鑑賞できる展覧会」の企画・開催が期待されています。

おにクルをはじめとする市内の公共施設を中心として、誰もが利用しやすい環境を整えるとともに、積極的な周知・広報を行い、多くの市民の利用を促進していきます。

また、公共施設だけでなく、公園や駅などまちなかを活用できる仕組みづくりに努め、どこでも文化芸術にふれて、感じられる場づくりを進めます。

おにクルで希望するイベント ※上位5つを抜粋



取組名	取組内容
おにクル等文化施設の効果的な活用の推進	おにクル、クリエイトセンター及びその他の文化施設の利用について、市民ニーズに対応した環境・サービスの提供を推進します。また、高齢者、障害者、こども及び外国人等、施設の利用及びコンテンツの鑑賞及び活動に配慮を要する市民に対し、ハード面、ソフト面のいずれにおいても、誰もが使いやすい環境の確保を図ります。
市内文化芸術施設の活用促進	市内の文化芸術施設の機能や設備、利用方法等に関して積極的に周知・広報し、市民の利用を促進します。
公共空間の活用推進	駅前や道路、公園などを、文化芸術にふれる、文化芸術を表現する「場」として、そこに集う人々の交流や活動がまちの景色となる魅力ある公共空間として活用を推進します。

【参考】文化芸術活動の「場」の整備

市内の公共施設はこれまで、吹奏楽や合唱などの音楽活動から、絵画、書道、写真、デザイン、彫刻、陶芸などの美術作品創作の活動まで、市民の活発な文化芸術活動を支えてきました。

その中で、耐震性や老朽化の影響により平成27年には市民会館が閉館し、令和6年には福祉文化会館も閉館します。

一方、市内では市民による文化芸術活動が大変盛んにおこなわれており、近年ではIBALAB@広場をはじめとして様々な場所で活発に文化芸術活動が行われています。「おにクル」の開館に向けては、コーディネーター養成講座を開講し、市民活動がより充実したものとなるようコーディネートできる人材を発掘育成したほか、これから市民活動をはじめみたいと考えている方の第一歩を支援する企画の開催など、おにクルを舞台に様々な市民活動が行われ、より多くの方におにクルを訪れてもらうための取組みを進め、活発な市民の活動をさらに促す起点となることを目指しています。その中で令和5年には、新たな文化芸術活動の拠点となる、文化・子育て複合施設「おにクル」が開館しました。

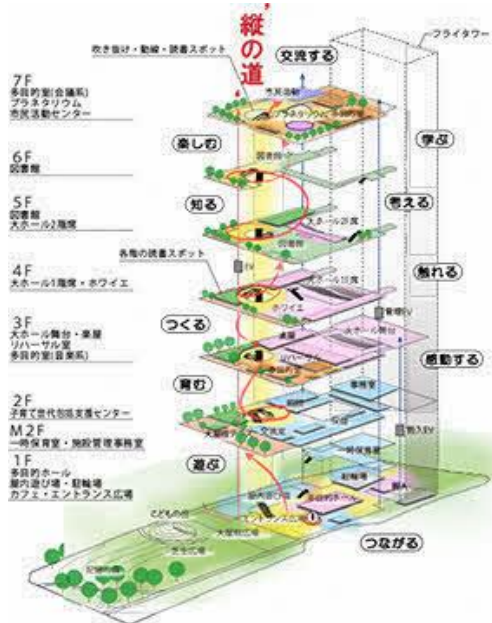
現在、文化芸術活動の場としては、大きく市中心部とそれ以外の地域に分けられます。それぞれの拠点としての役割は、日常・非日常といった活動により使い分けられ、様々な人々が活動の場を行き来することを想定しています。

市内のホールの持つそれぞれの特性を活かした拠点として、より身近な、そしてより多様なニーズに応えるため、施設維持に引き続き、取り組んでいきます。

そしてこうした流れを契機として、各施設で活発に行われている文化芸術活動の場が、公園や広場など、より一層まちの中の様々な場所に広がっていくように、まち中での文化芸術活動のための「場」の整備に取り組んでいきます。

【コラム】文化・子育て複合施設「おにクル」

平成 27 年 12 月に閉館した元市民会館。その跡地活用を検討するにあたっては、「市民会館 100 人会議」など市民との「対話」を基本に、キーコンセプトを『育てる広場』として、「社会実験 IBALAB」に取り組むなど、市民と一緒に考え作り上げてきました。

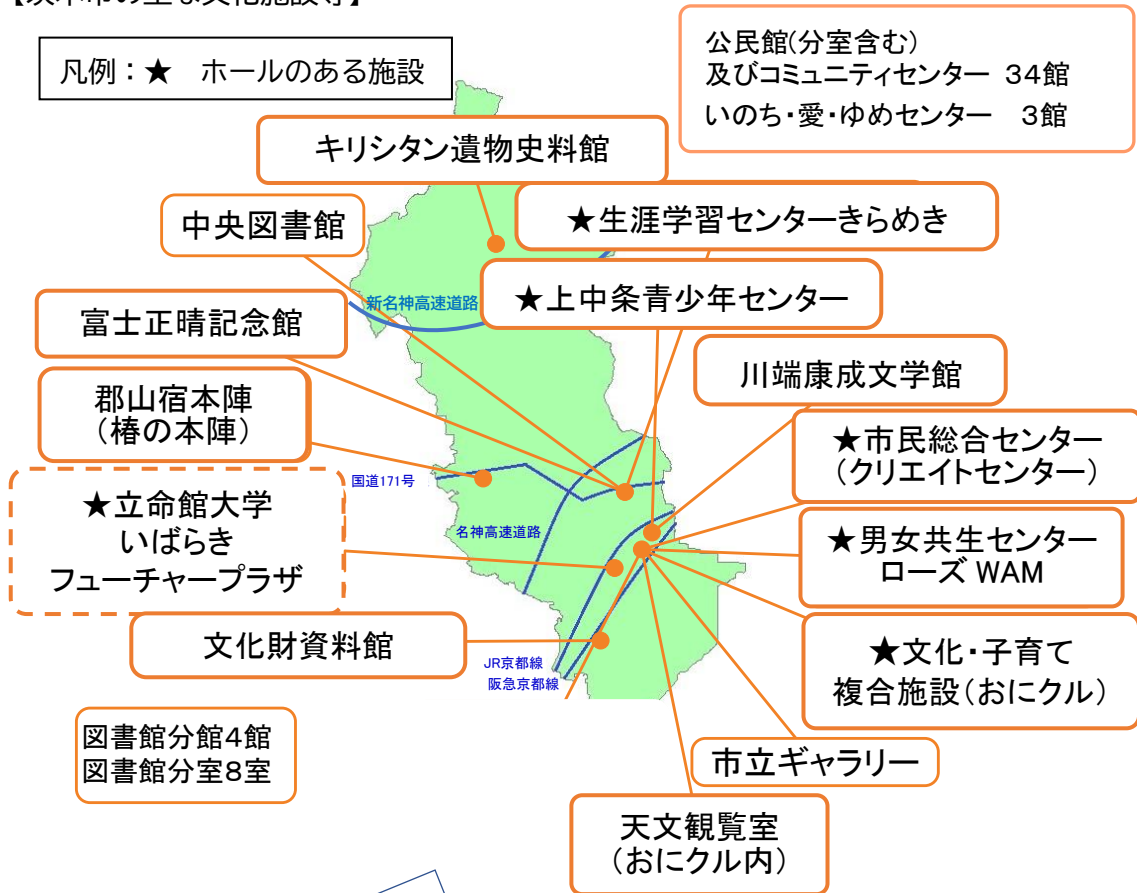


「楽しそうで怖い鬼さんも来なくなっちゃうところ ⇒ おにクル」は、世界的な建築家・伊東豊雄さんが設計を手掛けました。

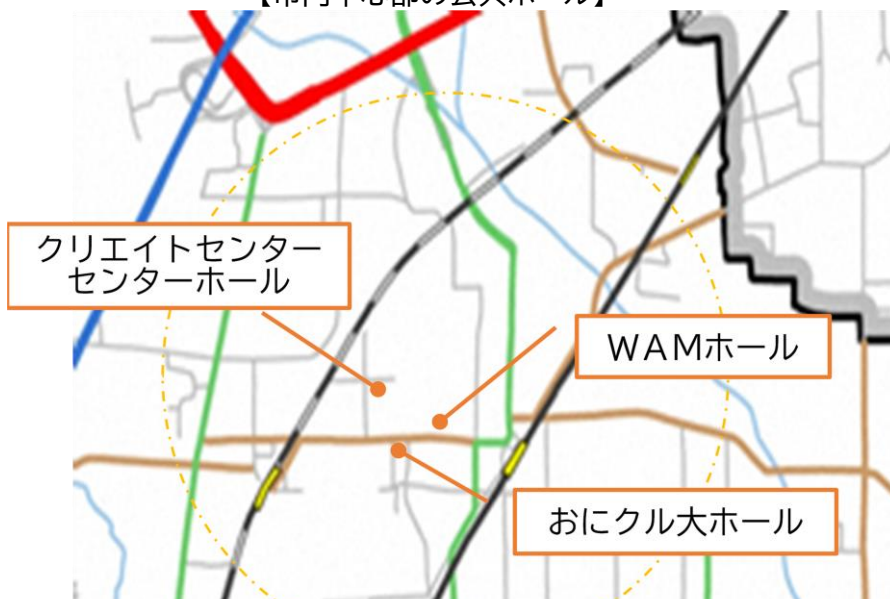
おにクルの設計コンセプトは“日々何かが起こり、誰かと出会う”。ホールや会議室だけではなく、図書館や子育て支援、プラネタリウムや市民活動センターなど多様な機能を備えた複合施設となっています。

「縦の道」によってそれぞれの機能が融け合い、音や空気感でいろんな場所でいろんなことが起きているのを感じられるおにクルは、誰もが過ごしやすく、訪れたいなる場を、目指しています。

【茨木市の主な文化施設等】



【市内中心部の公共ホール】



理念3 : これまでの文化、これからの文化が息づくまちづくり

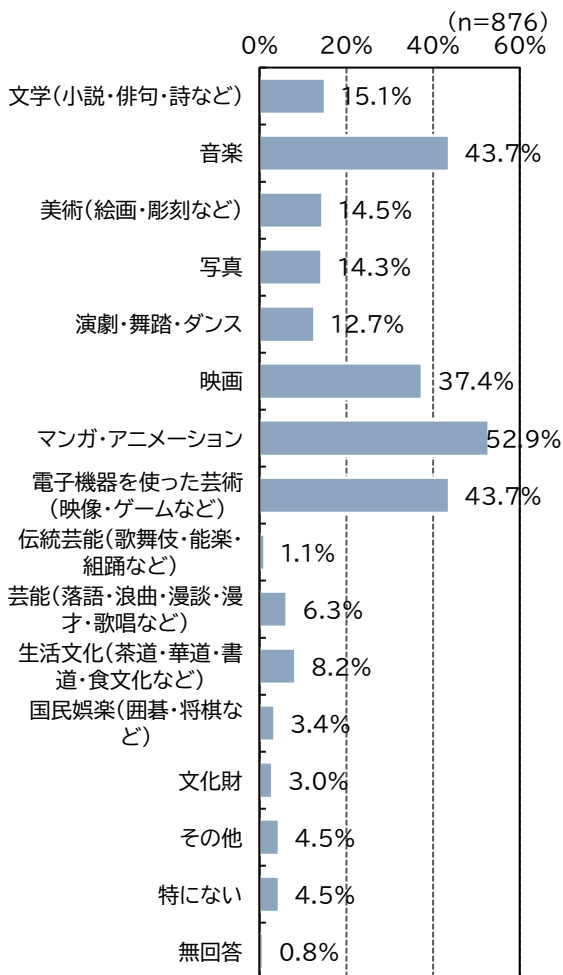
【取組の方向性①】 こどもが文化芸術にふれる機会の充実

文化芸術には、こどもの感性を育み、心を豊かにするなど、多くの影響を与える力があります。

本市では、こどもの能動的な文化芸術活動の支援に努めるため、例えば公募イベントのこども枠の創設や、こども対象の事業・WS の開催を通じて積極的に文化芸術にふれられる機会の創出を図ります。

また、学校教育との連携事業をさらにすすめて、多様な文化芸術にふれられる機会、きっかけづくりを進めていきます。

文化芸術で興味や関心があること
(小・中学生回答)



取組名	取組内容
こどもが文化芸術活動にふれる機会の創出	こどもを対象とした文化芸術事業やワークショップの開催、公募イベントにおけるこども枠の創設など、こどもが文化芸術にふれる機会を創出します。
学校における文化芸術教育の充実	これからの社会を生きる全てのこどもに求められる資質・能力の育成における芸術教育の意義を踏まえ、学校教育における文化芸術を活用した教育の充実を図ります。

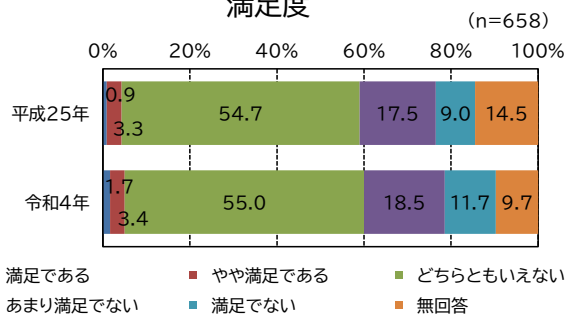
【取組の方向性②】 文化芸術の担い手の育成

アートプロジェクト⁷の実施や特集作家を選定した展示事業の実施などにより、多くの芸術家が本市で作品を発表していますが、市民から芸術家・クリエイターの育成については、現状、満足度が低い状況です。

こうした中で、引き続き多くの若手芸術家がより活躍できる環境づくりを進めるため、現状の取組の見直しを行いつつさらなる発表の機会の充実を図ります。

あわせて、文化芸術活動と各主体や、担い手同士をつなぐコーディネーターとしての役割を担える人材の育成を目指します。これらのコーディネーターが、市内外の多様な芸術家・クリエイターと本市の文化芸術事業が関わる機会を創出していくことで、それぞれの主体同士がお互いに高め合い、市内の文化事業全体が活性化する仕組みづくりにつなげていきます。

芸術家・クリエイターの育成に関する満足度



取組名	取組内容
若手芸術家の発表機会の充実	アートプロジェクトなど、本市の公共空間や文化施設における若手芸術家の作品制作・発表の機会を継続的に創出します。
若手芸術家の文化芸術活動の支援	公募型のイベントやオンラインを活用した事業の実施、市内でのアートイベントの企画・運営を行います。

⁷ アートプロジェクト：現代美術を中心に、1990年代以降日本各地で展開されている共創的な芸術活動。作品展示にとどまらず、個別の社会的事象と関わりながら展開されることで、新たな芸術的／社会的文脈を創出する活動となっています。

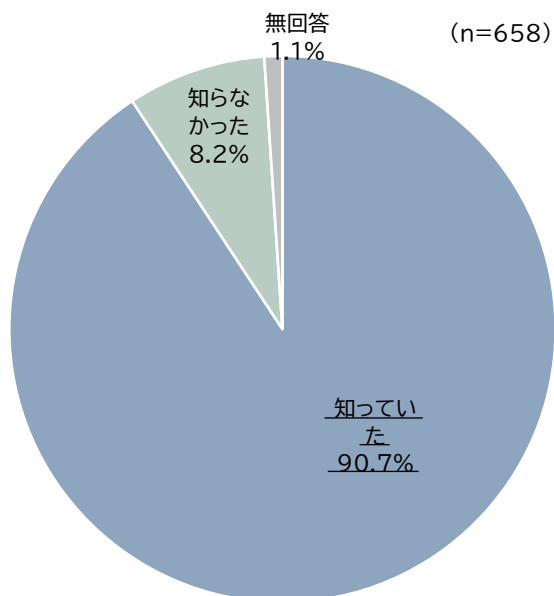
本市におけるアートプロジェクトとしては、アートを活用したまちづくり推進事業「HUB-IBARAKI ART PROJECT」が代表例です。

【取組の方向性③】 まちの文化資源の保存・継承

本市では、文化財資料館、キリシタン遺物史料館において文化財の普及啓発事業や地域の文献史料の収集・整理・保存・活用に取り組んでいます。また、図書館において郷土資料を収集し、活用と保存に努めています。引き続き、地域の様々な文化財や郷土資料を活かして市民の歴史・伝統文化への理解を深め、本市への愛着を育むとともに次世代へと継承していきます。

また、市民の9割もの人がゆかりのある地であることを知っている川端康成も、市の文化資源として欠かすことのできない特色の一つです。氏をはじめとした本市ゆかりの著名人に関する魅力的な企画を実施するなど市内外に広く周知することで、多くの著名人とゆかりの深いまちであることを発信します。

川端康成氏のゆかりの地であることの認知度



取組名	取組内容
歴史・伝統文化資源の次代への継承	文化財の普及啓発及び郷土資料の収集・保存・提供に努めるとともに、市内外への積極的な情報発信を推進し、次代に継承していきます。
本市ゆかりの著名人の周知	本市にゆかりのあるアーティストや文化人をより広く市民に周知し、市民及び市外に対する積極的な情報発信を推進します。

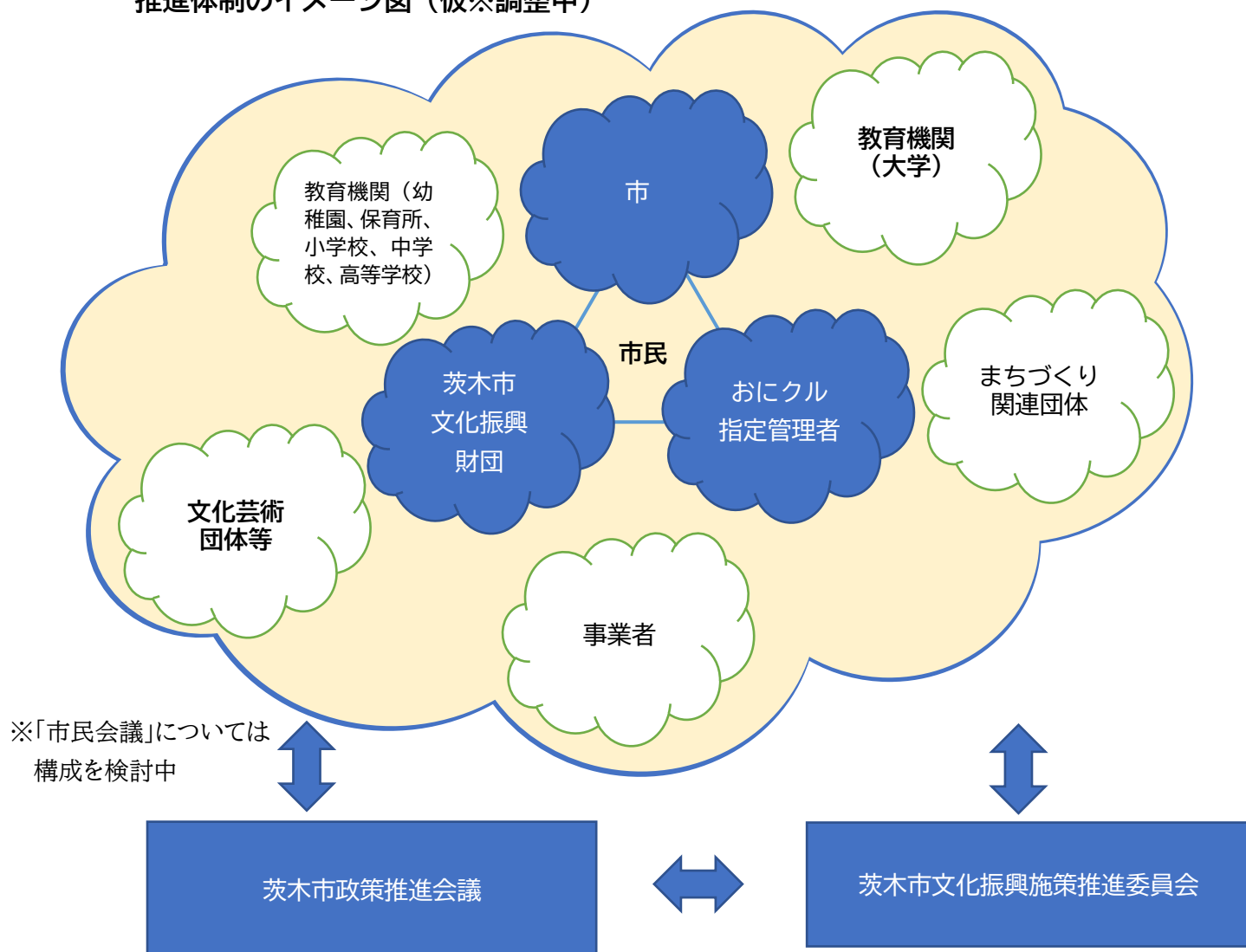
3. ビジョンの推進に向けた体制

本ビジョンは、第4章に掲げる理念とその取組の方向性について、市民や茨木市文化振興財団、おにクル指定管理者等と市がそれぞれの立場において役割を担い、協働・連携することにより、その推進・実現を図ります。

〔1〕協働・連携・共創体制

本ビジョンを推進するためには、市民が主役となり、文化芸術活動を実施・参加するとともに、市、茨木市文化振興財団、おにクル指定管理者が相互に協働・連携・共創して取り組むことが必要です。こうした取組によりビジョンを推進していくことで、文化施設だけではなく様々な場所・活動・組織が有機的につながる「文化的コモンズ」の形成を促進し、社会状況が絶えず変化する中でも、市民の心豊かな生活を実現することを目指します。また、文化振興施策推進委員会とは別に、市民会議を設置し、文化芸術団体や市民などの各主体の活動をつなぐコーディネーターの育成を目指します。

推進体制のイメージ図（仮※調整中）



〔2〕 庁内体制

文化振興施策を総合的に進めるため、文化振興部門と教育、福祉、都市政策、産業などの部門と協力連携し、全市的な文化振興施策を展開していきます。

具体的な庁内の体制としては、庁内検討会議における協議等を通じて、部局横断的な情報共有・事業連携を進めるとともに、職員研修等により、文化振興ビジョンの周知に努め、文化芸術活動への参加を促進するなど、その推進・実現を図ります。

〔3〕 多様な資金調達について

人口減少時代、少子高齢化時代において、本市の財源が厳しくなる中、本ビジョンを推進していくためには、市の財源だけでなく、民間も含めた多様な資金調達に取り組んでいきます。

ふるさと納税や企業版ふるさと納税の活用、ガバメントクラウドファンディング⁸等に取り組む他、国・大阪府等の競争的資金の獲得、企業との連携・共創によるネーミングライツの取組等に取り組むものです。

〔4〕 評価体制

市の様々な施策が本ビジョンの基本理念と合致しているかを評価・検証し、必要に応じて見直しを図りながら、進めていきます。

⁸ ガバメントクラウドファンディング：政府（自治体）が行う寄附制度であり、自治体が抱える問題解決のため、寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人たちから寄附を募る仕組み。

各主体に期待される役割・動き

主体	役割・動き
市民	文化芸術活動の主役として、一人ひとりが文化芸術にふれ、楽しみ、参加し、実践していくことが期待されます。 また、市との協働により、文化芸術を活かした地域コミュニティづくりの担い手としての役割が期待されます。
文化芸術団体等	文化芸術活動に取り組み、その活動内容を市内外に発信することで、市民の文化芸術への関心を高めるとともに、市外に本市の文化を発信していくことが期待されます。 また、おにクルなど公共施設を積極的に活用し、文化芸術を通じた地域コミュニティづくりの担い手としての役割が期待されます。
事業者	地域社会において、自主的な文化活動の展開や、市民や文化芸術団体等の文化活動を支援する役割が一層期待されます。
教育機関 (保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校)	こどもが文化芸術にふれ、楽しむきっかけづくりを提供し、文化芸術の創造を支援することが期待されます。
教育機関 (大学・研究機関)	市民が文化芸術について学ぶことのできる講座を提供するとともに、学生が地域の文化芸術活動に積極的に参加するよう促していくことなどが期待されます。
まちづくり 関連団体	市や様々な事業者等と連携しながら、観光やまちづくり等に関連する事業を通して市内外に文化を発信します。また、市内の文化資源や文化芸術イベントなどを活用して文化を推進することが期待されます。
市	市民や文化芸術団体等の文化芸術活動の支援を、茨木市文化振興財団やおにクル指定管理者と連携し進めると共に、文化芸術活動の場となる公立文化施設の適切な運営を行ないます。 また、文化振興施策の企画・立案や、文化関係施設の指定管理者制度導入についても検討を進めます。
茨木市文化 振興財団	様々な自主事業を企画、開催するとともに、舞台芸術公演事業や、新たにアートの展示などの分野にも取り組むほか、おにクル指定管理者と連携し、新たな事業を共創するなど、より多くの市民に鑑賞の機会を提供します。また、専門的知見やネットワークを活用し、市内の芸術団体やアーティストの活動に対するアドバイスや相談、情報発信、他分野の団体も含む有機的な連携を主導する役割など、本市におけるアーツカウンシル機能の形成に取り組みます。
おにクル 指定管理者	民間のノウハウを活かした新施設での活発な事業の開催により、市内外からの誘客を担う役割が期待されます。 人と人、人と文化をつなぎ、市民の文化を『あみだす』、ホールだけでなく、施設、広場、まちに『はみだす』、この2つをコンセプトに年齢、障害の有無、経済的な状況に関わらず、誰もが鑑賞し参加できる事業を展開します。また、茨木市文化振興財団と連携し、新たな事業を共創します。

第3章 茨木市の文化芸術の現状と課題

1. 文化芸術を取り巻く社会動向

〔1〕国の状況

国においては、平成29年(2017年)6月に文化芸術振興基本法を改正した文化芸術基本法が公布・施行され、これを受けて平成30年(2018年)3月には文化芸術推進基本計画(以下、基本計画)が策定されました。文化芸術が持つ本質的な価値のみならず、社会的・経済的価値についても着目し、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他幅広い分野へ有機的な連携の必要性について示されました。

また、第1期計画期間中における様々な社会状況の変化等に対応すべく、令和5年(2023年)3月に第2期基本計画が策定され、「文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成」や「多様性を尊重した文化芸術の振興」などの重点取組事項が示されました。

さらに、こどもの文化部活動については、休日を中心に地域移行が提言されているため、各自治体は移行後の指導を担う「受け皿」について検討する必要があります。

文化芸術推進基本計画(第2期)から抜粋(取組例)

第4：第2期計画における重点取組及び施策群		
1. 第2期計画における重点取組：心豊かで活力ある社会を形成するため「文化芸術と経済の好循環」を実現すべく7つの重点取組を推進		
重点取組	主な取組例	
1 ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進	- 文化芸術水準の向上 - 文化芸術分野の活動基盤強化 - 文化芸術団体等の自律的・持続的な発展に資する支援の実施 - 文化芸術創造エコシステムの確立 - 我が国のアートの持続的発展の推進 - 映画・マンガ・アニメーション・ゲーム等のメディア芸術の振興 - ナショナルセンターとしての国立文化施設の機能強化 - 文化施設の運営等におけるPPP/PFI活用等による官民連携の促進	
2 文化資源の保存と活用の一層の促進	「文化財の匠プロジェクト」の着実な推進 - 文化財の保存に関する集中的な取組 - 我が国固有の伝統芸能をはじめとする無形の文化財の保存・活用 - 地域の伝統行事等の振興と次世代への着実な継承 - 近現代建築の保存・活用の推進等による建築文化の振興	
3 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成	- 学校における文化芸術教育の充実・改善と我が国の伝統文化の継承 - 子供たちが、文化芸術・伝統芸能等の本物に触れることができる鑑賞・体験機会の確保 - 文化部活動の円滑な地域連携・移行の促進	
4 多様性を尊重した文化芸術の振興	- 性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず活動できる環境の整備 - 共生社会の実現に向けた障害者等による文化芸術活動への参画の促進 - 外国人に対する日本語教育の水準の維持向上による、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境整備 - 文化芸術活動の推進に当たっての多様な財源の確保方策の促進	
5 文化芸術のグローバル展開の加速	- トップアーティスト等のグローバルな活動の支援を含む戦略的な文化芸術の海外発信 「日本博2.0」の推進をはじめとする世界中の人々を惹きつける開かれた文化芸術の拠点形成に向けた環境づくり - CBX[※]による海外展開の推進 - 世界の様々な国や地域を対象とした国際的な文化交流の充実 - 気候変動や持続可能な開発といった地球規模の課題への文化芸術政策としての対応	
6 文化芸術を通じた地方創生の推進	- 全国の博物館・美術館等の機能強化・設備整備の促進 - 全国の劇場・音楽堂等の機能強化・設備整備の促進 - 文化観光拠点・地域や「世界遺産」、「日本遺産」等の文化資源を最大限活用した文化観光の推進 - 地方における文化芸術公演の積極的な展開の支援 - 食文化をはじめとする生活文化の振興 - 地域における文化芸術振興を推進する人材の育成と体制の整備・構築 - 公共空間等のアーティスト等への開放	
7 デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進	- 急速に進化するデジタル技術を活用した文化芸術活動の推進 - DX時代に対応し、権利保護と利用の円滑化を踏まえた著作権制度・政策の推進によるコンテンツ創作の好循環の実現 - 文化芸術のデジタル・アーカイブ化の促進、デジタル技術を用いた文化財の保存・活用 - 文化芸術と科学技術をつなぐ研究開発の促進	

※CBX:日本の文化芸術の国際発信強化とグローバル展開を、ビジネスの考え方を取り入れつつ効果的・戦略的に進める、変革を目指す取組

3

〔2〕その他地方公共団体の動向

大阪府では「第5次大阪府文化振興計画」を令和 3 年に策定し、大阪アーツカウンシルと連携しながら各種事業に取り組むとともに、2025 年の大阪・関西万博に向けて、大阪文化芸術創出プログラムやオオサカ アートフェスティバルなどを実施しています。

また、地方公共団体では、「文化芸術の本質的価値と社会的・経済的価値の好循環」を実現すべく、様々な取組が実施されています。

例えば、市と文化施設を核とする「文化的コモンズ」の展開を目指す取組や、文化施設を社会包摂型劇場として運営する試み、ボランティアやアートコーディネーターの育成などに取り組んでいる地方公共団体もあります。

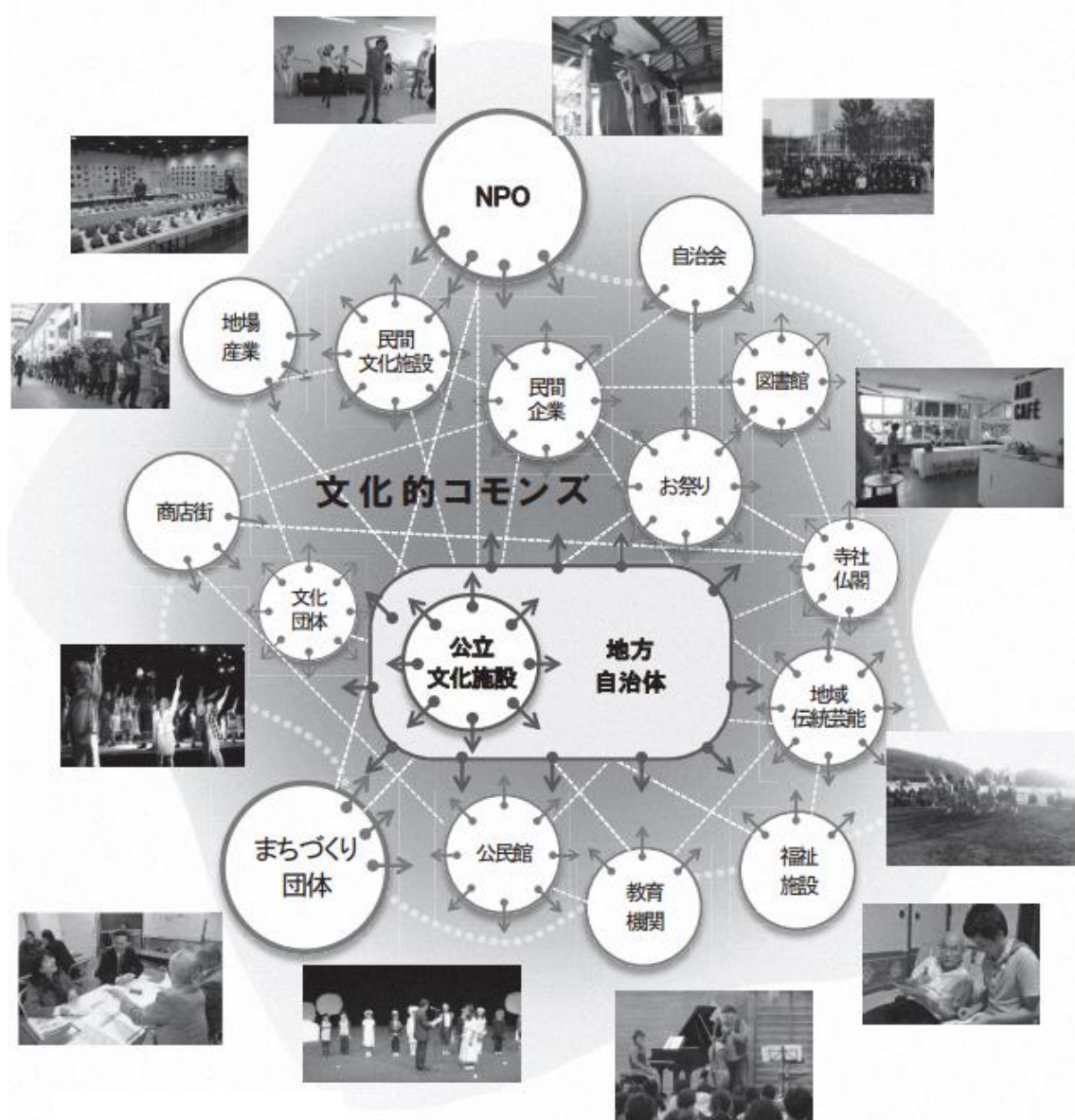
今後補足

〔3〕 文化的コモンズの広がり

財団法人地域創造「災後における地域の公立文化施設の役割に関する調査研究－文化的コモンズの形成に向けて－」(平成 26 年3月)では、地域の共同体の誰もが自由に参加できる入会地のような文化的営みの総体を「文化的コモンズ」と提言しています。

文化的コモンズは、地域の活力の創出に極めて重要な役割を果たすものとして、さらに、地域のアイデンティティの確保など、地域における自治の基盤を行政と住民がともに形成するものとして、理解や共感が広がっています。近年、社会の複雑化に伴い、文化活動そのものだけでなく、教育と文化、福祉と文化、観光と文化、産業と文化など文化との広範な連携により、文化的コモンズが形成され、それが地方の活力を生み出しています。

図1 文化的コモンズのイメージ図

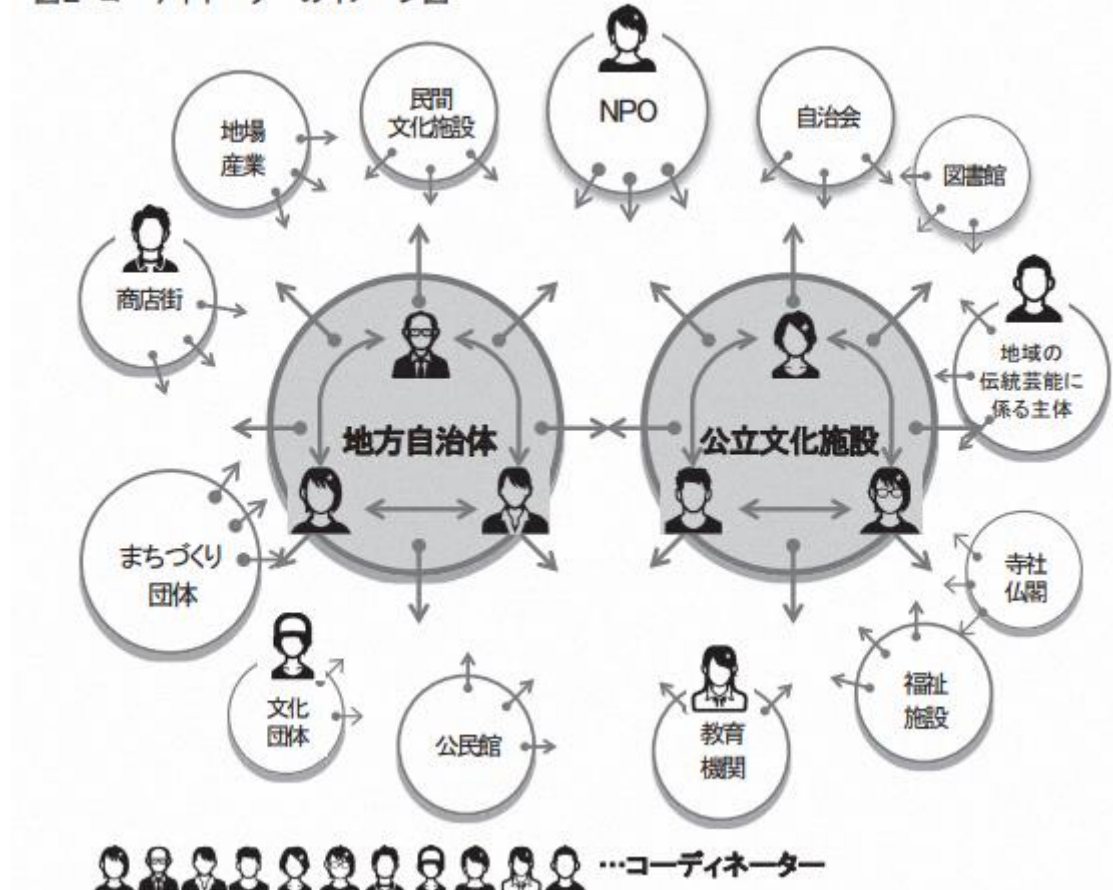


こうした中、一般財団法人地域創造「地域における文化・芸術活動を担う人材の育成等に関する調査研究報告書—文化的コモンズが、新時代の地域を創造する—」(平成 28 年 3 月)では、文化的コモンズに関する調査研究をさらに進めた結果、文化的コモンズを形成するには、それを担う人材が必要であり、特に、各々の組織内をつなぎ、また組織外とをつなぐ「コーディネーター」が重要であると提言しています。「行政や文化拠点」は、「地域における様々な担い手」と連携しながら、人材、そしてとりわけ「コーディネーター」を育成・確保する必要があり、また同時に、「コーディネーター」が活躍できる環境を整備する必要がある、と提言しています。

コーディネーターの資質として、次の5つが大切であると提言しています。

コミュニケーション力	様々な人と話し合うことが必要となることから、相手との間で充分に意思疎通ができるよう、コミュニケーション力が必要となる。
マネジメント力	単に理想や理念を語るだけでなく、事業を継続的に、かつ上手に成し遂げるためのスキルであるマネジメント力が必要である。
現場力	現場に行き、現場の人の考えを聞き、話し合うなど、現場力が不可欠となる。
周囲を巻き込む力	共通の理念を示して、それぞれを巻き込み、一人ひとりが主役であることを認識させ、事業を強力に推進させる必要がある。
文化・芸術の社会的役割を伝える力	文化・芸術の力を深く理解し、社会的な諸課題に有効であることを、平易な言葉で社会に発信していく力も大切である。

図2 コーディネーターのイメージ図

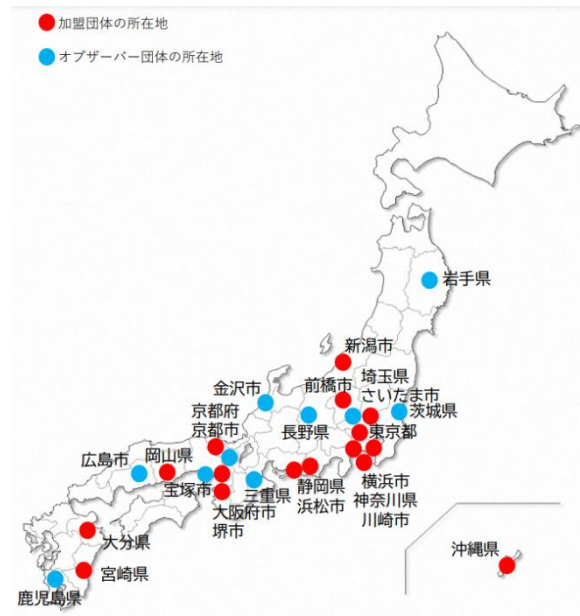


〔4〕アーツカウンシルの広がり

アーツカウンシルとは、文化行政を推進するために、行政と一定の距離を置き、文化芸術の専門家による評価、審査等を行う専門機関と言われています。

世界では、第2次世界大戦後間もない1946年に、経済学者のジョン・メイナード・ケインズによって、アーツ・カウンシル・オブ・グレートブリテンがイギリスで設立されました。設立以来、何度かにわたる組織改編を経て、1994年に、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの4つのアーツ・カウンシルが誕生しました。「素晴らしい芸術文化を全ての人に」をミッションとして、当初より、政府とは一定の距離を置いて運営するというアームズ・レングスの原則にのっとり活動しています。

国内では、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」と)と全国各地のアーツカウンシル機能(専門家による助言、審査、評価、調査研究等の機能)を有する組織である「地域アーツカウンシル」の連携・交流ネットワークである「アーツカウンシル・ネットワーク」には、令和5年3月現在、15団体が加盟し、また、10団体がオブザーバーとして参加しています。



アーツカウンシルに求められる機能は、各団体によって異なるものの、主に下記5つの機能に整理されます。

市民の文化芸術活動の支援	文化芸術活動に対するアドバイスや相談、マッチングなどの活動支援
調査・研究	文化芸術活動に関するシンクタンク機能(文化芸術関連調査、政策研究、人材育成)
情報発信	調査・研究結果、各種助成、アーツカウンシルの支援事業などの一体的な情報発信
企画・立案	文化芸術事業に対する、助言や提案、企画運営支援。また、支援や調査・研究に基づく、政策提言など
助成・評価	公募型補助金の交付先決定に係る提言

〔5〕文化芸術を取り巻く新たな社会潮流

文化芸術基本法の改定以降、国では文化芸術の社会的・経済的価値の波及を推進するため、各種の法の制定・計画の策定を進めています。

障害者の文化芸術活動の推進については、「障害者文化芸術推進法」が平成 30 年に制定され、「障害者文化芸術活動推進計画」が策定されています(第 1 期:平成 31 年策定、第 2 期:令和 5 年策定)。障害者文化芸術推進法に定められた鑑賞・創造・発表等の 11 の施策について、施策間の連携を取りながら、総合的・複合的に施策を推進することとしています。

文化財については、「文化財保護法」が平成 30 年及び令和 3 年に改正され、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るとともに、書道や食文化等の生活文化も含めた多様な無形の文化財の積極的な保護を図ることとしています。また、平成 31 年には「文化財保存活用地域計画」が創設され、文化財の保存・活用に関して当該市町村が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、これに従って計画的に取組を進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進されることとしています。

これに関連して、令和 2 年に「文化観光推進法」が制定され、文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、その経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的としています。また、博物館等の文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進が進められており、令和 5 年には「博物館法」が改正され、博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の本質に基づくことを定めるとともに、博物館の事業として、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とすることとしています。

文化芸術推進基本計画(第2期)では、新型コロナウイルス感染症が文化芸術に与えた影響が取りまとめられています。今後の文化芸術政策については、単なる新型コロナの影響からの回復のみを目的とするのではなく、有事における迅速な支援の必要性、困難性等の様々な課題の洗い出しが行われたことを生かして、ポストコロナに向けた新しい方策を検討する必要があるとしています。

- 令和2年初頭から、新型コロナの世界的な規模での感染拡大が進み、同年2月末、大規模感染のリスクを回避するため、多くの人々が集まるような全国的な文化イベント等については、中止、延期又は規模の縮小等を求める要請が政府から全国の地方公共団体及び文化芸術団体に対してなされた。
- さらに、同年4月には我が国初の緊急事態宣言が発令され、人々の日常生活は一変し、外出さえはばかれるような厳しい環境下での生活を強いられ、文化芸術に関する活動は、あたかも不要不急のものであるかのごとく扱われた。
- この結果、文化芸術イベントの中止、延期、規模縮小や人々の行動自粛により、文化芸術を専門的に支える個人や文化芸術団体等による文化芸術活動等の減少をはじめ、観光需要の減少、海外との文化交流の停滞、地域の祭礼等の中止、学校や地域における子どもの文化芸術活動の減少等、文化芸術分野は極めて甚大な影響を受けた。
- 劇場・音楽堂等における公演や、博物館・美術館における展示が困難となったことを受け、オンラインで文化芸術を表現・鑑賞することが活発になった。これにより、新たな方法

による有意義な文化芸術体験の可能性が飛躍的に広がるとともに、博物館・美術館、劇場・音楽堂等といった文化施設において公演等を鑑賞することや、建物、遺跡等の文化財に触れることといった直接的な文化芸術体験が持つ、目の前にあるリアルな体験や演者と観客、観客間の一体感の共有等の重要性が改めて確認されることとなった。

- さらに、持続可能性やウェルビーイングといった価値観が普及するとともに、改めて文化芸術の持つ本質的及び社会的・経済的価値の重要性が再認識された。

また、デジタル化の急速な進歩に伴うデジタルトランスフォーメーション(DX)の進展やAI・IoT・ロボティクス等の技術革新が、産業界だけでなく社会の隅々まで広がる中、人々の働き方や生活様式等とともに、我が国の文化芸術の活動形態やニーズにも影響を与えているとしています。

- AIにより超高速かつ大量に質の高い映像や音楽作品を制作したり、4K/8Kといった、映像の高精細化だけでなく従来実現できなかった色彩豊かでなめらかな表現が可能となる最先端の映像技術を活用したりすることで、表現形態の多様化、幅広い需要に即時に応えられる創造空間が実現している。
- ⁹Web3.0 時代を迎え、アート取引において¹⁰NFT が活用されるなど、取引形態の多様化も見られている。

2022年にロシアがウクライナに侵攻する等、世界の平和が脅かされる現状があります。こうした中、文化芸術は世界の平和にも寄与するものであり、地球規模の課題に対して、国際社会が連携・協調し、その解決を図ろうという動きが活発になる中、人々のウェルビーイングの向上を図るためにも、文化芸術が果たすべき役割が増大していると考えられます。

また、世界各国の文化多様性を維持する取組として、世界自然遺産・世界文化遺産や世界無形文化遺産、世界記憶遺産などの取組があり、日本の自然遺産・文化遺産等も多数登録されています。また、ユネスコは創造的・文化的な産業の育成、強化によって都市の活性化を目指す世界の都市が、国際的な連携・相互交流を行うことを目的として、2004年にユネスコ創造都市ネットワークが発足し、日本からも10都市が加盟しています。

⁹ 次世代インターネットとして注目される概念。巨大なプラットフォームの支配を脱し、分散化されて個と個がつながった世界。電子メールとウェブサイトを中心としたWeb1.0、スマートフォンとSNSに特徴付けられるWeb2.0に続くもの。

¹⁰ Non-Fungible Token(非代替性トークン)の略称。アート取引では、デジタルアートにNFTを活用することが増えています。これまでのデジタルアートは簡単に複製・改ざんすることができ、資産価値をもたせることが困難でしたが、NFTを通じて資産価値を付与することが可能となっています。

2. 活発な文化芸術活動

〔1〕 多彩な文化芸術活動

本市内には数多くの市民による文化芸術団体が活動しています。

これらの団体では、それぞれ合唱や吹奏楽、和太鼓、絵画、写真など、様々な種類の文化芸術活動に取り組んでおり、演奏会や展覧会などの場を通じて、多くの市民が多彩な文化芸術を楽しんでいます。

また、市内各地では、公民館をはじめとした各公共施設にて文化芸術に親しむことのできる講座が定期的に行われており、また、そういった日頃の文化芸術活動の成果発表の場として、公民館での「文化展」やコミュニティセンターでの「コミセン祭り」が活発に行われています。

この他、本市では、吹奏楽団によるコンサートや合唱団による演奏会などが開催されており、こうしたイベントには市外の方も多く参加されています。



市立ギャラリーにおける展覧会

〔2〕 市民による事業や市民と市の協働による事業の実施

本市では、市が主催する演奏会や展覧会等の事業において、市民文化芸術団体や個人に、その演奏や作品を発表する場の提供を行うなど、市民による文化芸術活動を支える環境が整っています。

また、IBARAKI JAZZ&CLASSIC FESTIVAL や茨木麦音フェストなど、団体自らが事業を主体的に企画・実施されている場合も多く、コロナ禍では一部中止を余儀なくされましたが、終息後は大勢の方が参加されています。一方、市は共催・後援によって、事業の実施を支援しているほか、実行委員会形式で、市と団体が協働して開催している事業もあります。

このように、市民と市が協働することによって様々な事業を実施しています。

3. 豊富な文化資源

〔1〕歴史資源

東奈良遺跡からは国内唯一の完全な形をした弥生時代の石製銅鐸鑄型が発見され、ここで作られた銅鐸が、香川県善通寺市や兵庫県豊岡市気比、豊中市原田神社境内で見つかったことは、本市が古くから発展し、先進的で文化豊かな地域であったことを示しています。

また、市内を流れる安威川や佐保川、茨木川などの川沿いに 200 基をこえる古墳が築かれました。特に、5世紀に築造された全長 226 メートルを誇る太田茶臼山古墳(継体天皇陵)は、三島地域で最大の前方後円墳として知られています。



太田茶臼山古墳(継体天皇【宮内庁 所管】)

市街地中心部には家康の一国一城令で廃城になるまでは摂津の重要な城として存在していた茨木城があり、かつて茨木氏、中川氏、片桐氏が城主をつとめていました。茨木城主中川清秀とのゆかりから、大分県竹田市と歴史文化姉妹都市提携をしています。

一方、本市の隠れキリシタンの里として知られる千提寺・下音羽地区では、「聖フランシスコ・ザビエル像」や「マリア十五玄義図」など貴重なキリシタン遺物が発見され、今も数多くの遺物が遺されています。

〔2〕茨木童子をはじめとした伝統文化資源

本市には、市域北部の見山地域と清溪地域に伝わる踊り歌で江戸時代に人形芝居や歌舞伎と結びつき、浄瑠璃の内容を音頭として歌われたとされる浄瑠璃音頭などの民俗芸能や享禄元年(1528 年)にはじまり、大字大岩の地域で継承されている大岩太鼓など豊かな伝統文化資源があります。

また、古くからの伝説として、現代においても、狂言、歌舞伎等の作品のモチーフとして活用されている茨木童子は、市民にもよく知られています。

茨木童子の伝説にもとづいたイメージキャラクターである「いばらき童子」は、夏の恒例行事として開催されている「茨木フェスティバル」のイメージキャラクターとして長年、市民に親しまれ、平成 25 年(2013 年)には市の観光特任大使にも就任しています。

令和5年(2023 年)11 月にオープンした文化・子育て複合施設「おにクル」の名称について、愛称募集の際、当時6歳の子が、「怖い鬼さんですら楽しそうで来なくなっちゃうところ」と、市内にある「いばらき童子」の像を見て思いついたことに由来します。

1 「いばらき童子」(絵：元井 進)

(文：宇津木 秀甫)

むかし むかしの ことやねん…… (中略)

むらびとがきたさかい「らしょうもんのおにとい
われてるけど ここのこどもだす おやじを あん
ばいおたのみします」というた。むらびとは「しん
ばいいらん ときどき もどつといで」と やさし
かった。「いばらきは ええとこだすな」そおう
て いばらきどうじは ときどき いばらきへ も
どってくるようになったそうな。

(おわり)



(一社) 茨木青年会議所発行の
「いばらき童子」より抜粋

【3】川端康成とのゆかり

川端康成は、昭和43年(1968年)に日本人として初めてのノーベル文学賞を受賞した作家です。大阪市北区の大阪天満宮付近で生まれ、その後、早くに両親が亡くなったため、本市宿久庄の先祖代々の地に暮らす祖父母のもとに引き取られ、3歳から18歳までを本市で暮らしました。人生で最も多感な時期を本市で過ごし、作家への志を抱いた川端康成は、ただひとりの肉親であった祖父の介護の日々を描写した『十六歳の日記』やその祖父の骨あげをとおして生と死への思いも書かれた『骨拾い』などの作品でふるさとである茨木に言及しています。また、川端康成の作品『私のふるさと』の中で、郷里、出身地について聞かれたときに、「東海道線、京都・大阪の中間の茨木駅から、北へ一里半ばかりはいった、小さい農村、と。別の言い方をする時もあった。大阪平野のほぼ北の果てで、ここから奥は丹波の山地になる山のふもととの小さい村、と。そして箕面の山つづきである、と。」と記しています。

市内各地には、川端康成が通った旧制中学校(現府立茨木高校)や書店、川端作品に登場する建物など、川端康成ゆかりの場所が点在しています。また、市中心部にある高橋交差点以北の道路は、川端康成の名声を永久に残すとともに、川端康成文学館への案内にもなることから、「川端通り」と呼称しています。

なお、本市は、川端康成の功績を讃えて昭和44年(1969年)に名誉市民の称号を贈り、その榮譽を顕彰しています。



市立川端康成文学館

〔4〕大学等知的資源

本市は、市内外に多くの連携大学を有するという強みがあります。

市内の大学では、藍野大学・藍野大学短期大学部、追手門学院大学、大阪行岡医療大学、梅花女子大学、立命館大学があり、市外の大学では、大阪医科薬科大学、大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学、京都芸術大学、奈良女子大学、龍谷大学と連携協定を締結し、市民向けの公開講座の実施など、協力して地域社会の発展や人材育成に取り組んでいます。

平成 27 年(2015 年)4月開設の立命館大学大阪いばらきキャンパスにおいては、市と大学が連携し、市民が利用可能な図書館やホール等の施設(立命館いばらきフューチャープラザ)を整備しています。

近年では、令和6年(2024 年)4月に立命館大学大阪いばらきキャンパスに、新たに映像学部・映像研究科をはじめとして、令和7年(2025 年)4 月には追手門学院大学茨木総持寺キャンパスの新校舎が開設されるなど、より多くの連携が可能となる環境が整っております。また、学部の増加に伴い、本市に通学する学生数が約2万人に達し、今後、さらに学生の活力をまちづくりに取り入れることも期待されます。

〔5〕新しい文化芸術のエネルギー

これまで茨木市では、より多くの人が文化芸術に親しむことができる機会を作るため、公共施設や公園などに彫刻やモニュメントを設置してきました。

また、令和6年(2024 年)に 50 回目の開催を迎えた現代美術展は、出展に係る審査や入賞の設定がない公募部門(アンデパンダン)の設定と特集作家による展示やワークショップ等に取り組み、茨木市美術展とともに内容や歴史において誇れるものであります。



現代美術展



ヤノベケンジ・作
「サン・チャイルド」

これらの美術作品展に加え、平成 29 年(2017 年)には、継続的なアート事業によるまちづくりを目的としたアートプロジェクト「HUB IBARAKI ART PROJECT」を立ち上げ、アーティストの発掘や茨木のまちを発表の場として提供してきました。

さらには、JR 総持寺駅開業に合わせて、平成 30 年(2018 年)3月から、生活の中でアートに出会う環境をつくり、アートを知るきっかけの場を作るため、JR 総持寺駅アートプロジェクト「SOU」を展開しています。高さ 2.6m の自由通路壁面に、有名・無名、地域・年齢に関わらず様々な作家の作品を大型プリントにして展示し、絵画や写真、現代アートや児童画など多様な作品を紹介し、約半年ごとに展示の入れ替えを行っています。



JR 総持寺駅アートプロジェクト「SOU」

これらの新しい文化芸術のエネルギーは、市の文化資源を構成するものであります。

4. 地理的な条件

本市は、淀川の北、大阪府の北部に位置し、市域の北半分は、丹波高原の老の坂山地の麓で豊かな緑に包まれ、南半分は、大阪平野の一部を形成する三島平野が広がり市街地を形成しています。また、身近に利用できる公園の面積が多く、市の中心を南北に走る元茨木川緑地は象徴的な存在で、広く市民に愛され利用されています。

古くは、西国街道や亀岡街道、現在においても名神高速道路、近畿自動車道、大阪中央環状線、国道 171 号など多くの国土幹線や広域幹線道路が走るほか、北部地域では、新名神高速道路のインターチェンジ・パーキングエリアが開業しています。鉄道は、JR東海道本線と阪急京都線が併走し、市内を走るモノレールには、本線と彩都線が設けられており、平成 30 年(2018 年)春に、JR総持寺駅が開業しました。

多くの広域幹線軸が交差する交通の要衝にある本市は、北大阪地域の中核都市として発展し、大阪市内まで電車で約 15 分、京都市内まで約 30 分と交通の利便性は高く、通勤や買い物にも便利な生活しやすいまちとなっており、人口も増え続けています。

また、多くの市民が市内のみならず、市外(特に大阪市)でも文化芸術を楽しんでいます。

5. 取組の振り返り

平成 27 年に策定した「文化振興ビジョン」(第1期)においては、5つの理念とその取組の方向性を掲げて、市民、市、茨木市文化振興財団などの各主体が様々な事業に取り組んできました。本市が実施してきたこれまでの文化振興の取組について振り返り、検証します。

【1】市民との協働による文化のまちづくり

市民自らの活発な文化芸術活動を支援するため、各種文化事業の開催を通じて、発表や活動といった形で市民の文化振興への参加の機会を創出しています。加えて、各小学校区公民館等での文化芸術に係る講座の開設や公民館区事業実施委員会等が開催する文化展の補助など、地域コミュニティでの文化芸術活動を促進してきた結果、各地域で活発に文化芸術活動が開催されてきました。

また、文化芸術団体をはじめとした民間団体の活動の場を提供するための補助金を通じて、文化芸術活動の支援を実施したり、市と文化芸術団体や大学との連携事業を行ったりすることで、様々な角度から事業を展開してきました。

他方、コロナ禍を経て、文化芸術の担い手不足や集客減が生じており、交流の機会も減少するなど今後のさらなる活動の活性化を促すような取り組みが求められています。次代の文化芸術の担い手となる人材の発掘・育成の取組を積極的に進めていくこととともに、企画・広報の協力をはじめとした、各文化芸術団体間の連携や交流がこれまで以上に必要とされています。

市民との協働に関する取組事業の実績

- ・美術展、現代美術展、映像芸術祭、提案公募型公益活動支援補助金
- ・HUB-IBARAKI ART PROJECT、茨木市文化芸術推進市民会議
- ・市民会館跡地エリア整備事業
- ・大学との連携によるまちづくりの推進 など

【コラム】HUB-IBARAKI ART PROJECT

アーティストを発掘し、茨木のまちを発表の場として提供することで、地域の芸術文化の発展に貢献することを目的としたアートプロジェクトです。アートを媒体とした人と人との対話が生まれることで、持続的な地域の活性化へ繋がるネットワークの中心「HUB」のような存在となることを目指しています。作家の選定にあたっては、「公共空間での展示・発表」、「6か月間の長期活動」、「まちや人との交流を持てるような作品の選定」を条件として、これまで延べ 17 名の作家を迎えています。

令和5年度より更なる事業の発展のため、茨木市文化振興財団へ事業を移管しております。



〔2〕文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり

本市では以前より、彫刻やモニュメントの設置を通じて市民が文化芸術に親しむことが出来るような試みを続けてきました。

近年では、より身近にふれることが出来る機会の創出のため、新たな試みとして、JR 総持寺駅構内での大型展示や、商業施設内の壁面を用いた企画展示に加え、阪急茨木市駅ビル内に文化情報や映像作品を放映するディスプレイを設置したコーナーを設けるなど、日常生活の中でアートにふれられる環境が充実しています。直近では、新たに開館した文化施設の壁面に大型の芸術作品が設置され、これから長く市民の方の生活の一部となることが期待されます。また、文化芸術の活発な活動を促進するため、平成27年の立命館いばらきフューチャープラザグランドホールが開館後は利用補助を実施することで、市内の文化施設の利用を促進しました。また、令和5年11月には市民や文化芸術団体からヒアリングした結果を踏まえ、「おにクル」が開館しました。令和6年4月には1,200席の大ホールがオープンし、より幅広い文化芸術活動の場が整備されます。

事業面では未就学児や小学生を対象とした文化芸術講座の開催や、障害の有無の区別なく創作活動を行いながら交流を図る事業の実施など、誰もがアートを行える環境を整えつつ、公募により選定された作家に一定期間街中でアート制作を行う事業の実施や、近年新たな分野として広がりを見せている映像芸術を対象とした全国公募型のコンテストを開始するなど、発表機会の創出を通じて、若手芸術家の育成にも力を注いでいます。

一方で、令和6年には福祉文化会館が閉館するなど、公共文化施設の活用について見直しが必要となっているほか、外国人を対象とした企画をはじめとした、誰もが等しく文化芸術にふれることが出来る機会の充実を図るため、一層の取組を進めていく必要があります。

文化芸術のための「場」づくりの実績

- ・市立ギャラリーでの様々な展示
- ・市内各所で様々な文化イベントを実施
- ・親子で楽しめる子育て世代向けのWSや障害者の有無に関わらず文化芸術につながる取組などを実施

【コラム】市民会館跡地エリア整備事業

茨木市では、市民会館跡地エリア活用基本構想で示したキーコンセプト「育てる広場」の実現への取組のひとつとして、芝生広場づくりから、企画づくり、実施まで市民のみなさんとともに”つくり、育てる”社会実験を行ってきました。その一環として、新施設や広場空間等の整備内容を検討するため、閉館した市民会館を含む跡地エリアにて平成30年には「社会実験 IBALAB～市民会館跡地エリア育てるプロジェクト」（約3か月間）を、令和2年からはIBALAB（イバラボ）@広場で長期の社会実験を行ってきました。



【3】未来へ向けた文化芸術の担い手の育成

未来の本市の文化芸術活動の担い手として期待される小学生を対象とした芸術文化講座を開催しており、さらに対象を未就学児と保護者にも拡大するほか、放課後子ども教室と連携した事業を実施するなど、若い世代が芸術文化にふれる場をつくりました。事業の分野についても、映像芸術を題材としたワークショップをスタートするなど新しい分野を扱った事業も開始しています。学校教育との連携についても「対話型鑑賞」を学校の授業に応用した「対話型鑑賞プログラム」を実施するなど、新たな取組が始まっています。

また、新規アートプロジェクトの開始により、若手芸術家の発表の機会が創出され、市民の目にふれる機会の提供につながっています。事業の開催方式も多岐にわたり、市内での活動を軸にしたもの、街中で様々なアーティストの作品を展示するもの、オンラインを活用した全国からの作品の公募など、様々な形で広くアーティストが本市で作品を発表しています。

今後は、新たにはじまったこれらの取組を育みつつ、若い世代が今後の本市の文化芸術を担い導いていくことにつながるような、より一層の取組を行い、発展していくことが求められています。

こどもを対象とした取組事業の実績

- ・小学生対象の芸術文化講座について、対象を未就学児と保護者に拡大
- ・放課後子ども教室と連携した事業を実施
- ・映像芸術を題材としたワークショップを実施
- ・「対話型鑑賞」を学校の授業に応用した「対話型鑑賞プログラム」を実施
- ・新規アートプロジェクトの実施（市内での活動を軸にしたもの、街中で様々なアーティストの作品を展示するもの、オンラインを活用した全国からの作品の公募など）

【コラム】京都芸術大学と連携した対話型美術鑑賞ワークショップ

茨木市教育委員会では、学校法人瓜生山学園京都芸術大学と連携し、美術作品等の「対話型鑑賞」の方法論を学校授業に応用したプログラムを、市内2小学校の5年生を対象に実証的に実施しています。また、市民向けの講座として、身近にあるアート作品を題材として、「対話型鑑賞プログラム」を実施しています。



「対話型鑑賞」とは、一つの作品を題材に「みる・考える・話す・聴く」を繰り返すことで、論理的な思考力やコミュニケーション能力を養う方法であり、これを学校の授業に応用した「対話型鑑賞プログラム」は、めざす非認知能力（新たなことを創造する、他者と協働して取り組む、困難にくじけず乗り越える等）の育成に資するものと期待しています。

〔4〕郷土への愛着心の形成

文化財資料館、キリシタン遺物史料館において、様々な文化財の展示・普及啓発事業や地域の文献史料の収集・整理・保存・活用に取り組んできました。また、埋蔵文化財発掘調査に事業者等の協力も得て取り組むとともに、普及啓発にも努めています。

また、川端康成文学館では、様々なテーマをとりあげて魅力的な展示を開催し、市内外に広く川端康成と本市のゆかりを周知するとともに、小学生・中学生を対象とした夏休み企画を広く周知し、川端の生い立ちや業績などに楽しくふれる機会を提供しています。

地域に根ざした文化や歴史に親しむことは、市民の茨木に対する誇りや愛着心の形成につながるものと捉え、引き続き文化財の普及啓発及び郷土資料の収集・保存・提供を行いつつ、広く情報発信しています。

今後も引き続き、多くの市民に歴史・伝統文化資源の取組に対する理解を深め、市への愛着を育むような魅力的な企画を実施するなど、次世代にゆかりの深いまちであることを継承していく取組を行っていくことが重要です。また、郷土への愛着心を育むため、姉妹都市等との文化的な交流の機会を通じて、改めて本市を見直すといった機会を継続的に設けていく必要があります。

「郷土への愛着心の形成」に関する取組事業の実績

- ・川端康成文学館企画展事業、川端康成文学館夏休み企画事業
- ・＃エール茨木に関する情報発信
- ・郷土資料の収集・保存・提供
- ・文化財保護及び普及啓発事業 など

【コラム】文化財保護及び普及啓発事業

文化財資料館では、最新の研究成果をもとに常設展示室をリニューアルし、また、地域の文献資料の保存と活用の拠点として令和4年から郷土史料室を開室しています。キリシタン遺物史料館では、多くの貴重なキリシタン遺物を展示公開しています。全国でも類稀な「聖フランシスコ・ザビエル像」や「マリア十五玄義図」は本市で発見されたものです。

両館では、テーマ展・企画展などすべての人が楽しめるよう見て・触れて・体験する取組を実施しています。これらの取組みを通じて、郷土への愛着心が形成されていくことを目指しています。



〔5〕文化のまちとしてのブランド形成

本市がもつ文化資源を活かし、市内外に広く周知するため、映画「葬式の名人」や文学賞を創設し各種媒体を通じて「川端康成が学んだ教育のまち茨木」の持続的なプロモーションを行ってきたほか、ふるさと寄附金事業を通して、本市のブランドを市外に発信しています。

また茨木童子をテーマにした体験イベントを実施するなどブランド形成・発信で設定されたテーマと連動した事業を行うほか、茨木音楽祭、麦音や IBALAB@広場を活用したイベントなど、音楽等の文化芸術を活用したイベントで市内外の多くの人々の交流が生まれ、まちの賑わいの醸成につながっています。

今後は、産業の活性化やまちのにぎわいにつながるように、本市の特性を活かして魅力を発信することが必要とされるほか、「おにクル」の開館を契機として市民が交流する場が生まれることが期待される中、これまで以上に多様な施策の連動による魅力的な事業の企画実施が求められます。

文化資源の発信事業の実績

- ・映画「葬式の名人」や文学賞を実施し、各種媒体を通じて「川端康成が学んだ教育のまち茨木」のプロモーションを実施
- ・茨木音楽祭、麦音や IBALAB@広場を活用したイベントなど、音楽等の文化芸術を活用したイベントを開催
- ・ふるさと寄附金事業をととして、本市のブランドを市外に発信

【コラム】「川端康成が学んだ教育のまち茨木」の魅力を全国に発信

茨木市制 70 周年を記念するプロジェクトとして、川端康成の名作群をモチーフにオール茨木ロケで撮影された映画「葬式の名人」。

2019 年に全国各地の映画館で上映されたほか、世界約 20 か国で公開されました。川端康成が少年時代に通った茨木市内の本屋や、母校である茨木高等学校など、本市と川端康成とのゆかりの地が随所に登場しているほか、元茨木川緑地や商店街などでも撮影が行われ、全国に茨木の魅力を発信しました。



6. 文化振興に関する課題

これまで本市では、市民が文化芸術活動を発表する場や活動する場を、文化施設・公共施設だけでなく、民間施設や大学施設も含めて多数提供してきました。また、令和5年秋には文化・子育て複合施設「おにクル」も整備されました。

国では平成 29 年に「文化芸術基本法」を改正し、「文化と経済の好循環」を目指した環境整備が進められてきました(改正・文化財保護法、文化観光推進法、障害者文化芸術推進法等)。改めて誰もが文化芸術を鑑賞・参加・体験・活動できる機会の充実が求められています。

また、少子高齢化や地域コミュニティを取り巻く環境の変化に加え、2020 年頃から新型コロナウイルス感染症の流行により、文化芸術に取り組む市民・団体の交流機会は減少し、公演等の集客も減少しました。これまで継承してきた文化芸術の担い手不足が危惧されています。

以上を踏まえ、本市の文化芸術の現状を再整理し、課題を抽出しました。

課題①

これからの本市の文化芸術振興を考えるにあたっては、文化芸術活動に取り組む市民や団体が交流すること、また、まちづくりや観光、教育、福祉など、多様な分野と連携し、「新たな価値」を共創していくことが必要です。

課題②

「新たな価値」を生むためには、市民や文化芸術団体が多様な文化芸術活動に取り組んでいることが必要です。「おにクル」の開館を契機として、市内の文化施設の役割や文化芸術を推進していく各主体のあり方を整理しながら、どこでも誰でも文化芸術を鑑賞・参加・体験・活動できる場をさらに拡充していくことが求められています。

課題③

これまで本市で培われてきた文化や、これまで市にはなかった芸術が他分野と連携することで生まれる価値を、市内外に波及していくことで、さらに連携して価値を創出したい市民や文化芸術団体等が増え、これからの文化芸術の担い手の育成に繋げていく必要があります。

上記の3つの課題については、第2期ビジョンにおいて、3つの理念で課題解決を図っていくものです。

茨木市の文化芸術の現状整理に基づく課題整理

第1期ビジョン			第2期ビジョン
理念	これまでの取組の現状	社会動向や基礎調査結果	理念と課題整理
【理念1】 市民との協働による文化のまちづくり	○市民の文化振興への参加の機会を創出 ○各地域で活発に文化芸術活動が開催 ○様々な角度から事業の展開を試みる活動 ●文化芸術の担い手不足や集客減が生じており、交流の機会も減少	○市民の文化芸術の鑑賞・活動はテレビやインターネットを利用する等、多様化 ○情報収集手段の多様化	【理念1】共創による文化の新たな価値の創造・発信 団体間の連携・交流や他分野との連携を通じた新たな魅力の創出 ○次代の文化芸術の担い手となる人材の発掘・育成 ○各文化芸術団体間の連携や交流 ○産業の活性化やまちのにぎわいにつながるように、茨木市の特性を活かして魅力を発信 ○多様な施策の連動による魅力的な事業の企画実施
【理念2】 文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり	○市内の公共施設では様々な展示や事業が開催 ○市内各所で様々な文化イベントを実施 ○立命館いばらきフューチャープラザグランドホールが開館 ○1,200席の大ホールを有したおにクルが開館 ●福祉文化会館が閉館	○「劇場法」において、劇場・音楽堂等は多様な役割を期待 ○市民は市内の多様な公共文化施設を利用	【理念2】文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり 誰もが文化芸術にふれることができる場の整備 ○公共文化施設の活用についての見直し ○誰もが等しく文化芸術にふれることが出来る機会の充実
【理念3】 未来へ向けた文化芸術の担い手の育成	○若い世代が芸術文化にふれる場の整備 ○新しい分野を扱った事業を開始・学校教育との連携 ○新規アートプロジェクトの開始・様々な形で広くアーティストが本市で作品を発表	○こどもの文化部活動について学校から地域への移行が加速 ○（こども・子育て関係）	【理念3】これまでの文化、これからの文化が息づくまち 次代の文化芸術の担い手の発掘・育成や文化芸術の継承 ○若い世代が今後の茨木市の文化芸術を担い導いていくことにつながるような、より一層の取組 ○次世代にゆかりの深いまちであることを継承していく取組 ○姉妹都市等との文化的な交流の機会を通じて、改めて茨木市を見直すといった機会づくり
【理念4】 郷土への愛着心の形成	○文化財の普及啓発事業や地域の文献史料の収集・整理・保存・活用 ○埋蔵文化財発掘調査に事業者等の協力も得て取り組む ○市内外に広く川端康成と本市のゆかりを周知	○文化財保護法の改正や博物館法の改正が進む ○川端康成と本市のゆかりに関する市民の認知度は高い	
【理念5】 文化のまちとしてのブランド形成	○本市がもつ文化資源を活かし、市内外に広く周知 ○本市のブランドを市外に発信 ○文化芸術を活用したイベントで市内外の多くの人々の交流が生まれ、まちの賑わいを醸成	○国は「文化と経済の好循環」（社会的・経済的価値への波及）を推進（文化観光推進法等） ○まちづくりや観光、教育との連携を期待する市民が多い	

7. 各種調査結果

(令和4年度の基礎データの収集・分析、市民・学校アンケート調査、市民ワークショップ等の概要を掲載)

- [1] 令和4年度の基礎データの収集・分析
- [2] 市民・学校アンケート調査
- [3] 市民ワークショップ

8. 茨木市文化振興施策推進委員会

〔1〕委員会設置要綱

今後記載

〔2〕委員会名簿

今後記載

9. 茨木市文化振興ビジョンの策定経過

今後記載